

決算審査特別委員会

日 時 平成30年9月20日（木）
午前9時～午後3時39分
場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）
説明員 木下課長、坂本室長
浅田課長、高柴室長
久城課長、岸室長、坪倉室長
傍聴者 なし
書 記 岩崎議会事務局長、佐伯主事

○山本委員長 おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を再開いたします。

これまで各課の聞き取りを行いました。その中で新たな資料の提出がありました。また、委員から追加の聞き取りが必要と要求された案件もございましたので、ここで担当課から再度説明を受けたいと思います。

最初に、総務課から、一般会計から特別会計への繰出金のルールについての説明を求めます。

坂本室長。

○坂本室長 おはようございます。そうしますと、総務課のほうからは、一般会計から特別会計のほうへの繰出金のことについてルールのほうを説明させていただきたいと思えます。

今回の再質問ということでした件につきましては、簡易水道会計、それと農業集落会計の繰出金についてということだったかと思えます。この公営企業会計につきましては、地方公営企業法第17条の2に基づきまして、一般会計のほうで、本来公営企業会計につきましては経営に要する経費については利用料、収入をもって充てるということが原則になっておりますけれども、それでもまだ足りないというところにつきましては一般会計、その他特別会計のほうから負担をするという内容であります。日南町のほうとしましては、簡易水道会計の繰り出しにつきましては簡易水道の建設改良費、これは今、統合

簡水等もしておりますけども、そういったものの国庫補助金、それや起債の特定財源を除いたところについて、残った部分について建設改良費の一般会計繰出金というものをしております。それと、建設改良に係る起債の元利償還の2分の1、残りの2分の1については料金収入等で賄うというルールを持っております。

それと、業務費についても繰り出しをしております。これにつきましては簡易水道の高料金対策に要する経費というものがあまして、そちらを上限に、基準に繰り出しを行っております。また、それに加えて、特別会計の健全運営のために、将来にわたり健全運営をするために必要な基金を造成するというような際には、議会の同意を得ながら予算を持って繰り出しをしております。

それと、農業集落排水の繰り出しについてであります。農業集落排水事業につきましても、建設改良費の特定財源、国庫補助金や起債になりますけども、それを除いた部分の一般財源部分を町のほうから繰り出してしております。それと、その建設改良に係って借り入れた起債の元利償還金、こちらにつきましては2分の1ではなくて全額を起債の元利償還金部分については、農業集落会計については充てております。

また、業務費につきましては、料金収入及び基金を充てて、そちらには一般会計からの繰り出しというものはしておりませんが、こちらも将来にわたり特別会計の健全運営、赤字等になって住民サービスの低下、不安を防ぐためにも、そういうような場合、基金造成をしたりとかという場合には、特別に議会の同意を得ながら繰り出しをしているという状況になっております。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。

このことについて質疑ございますか。（発言する者あり）ありませんか。

そういたしますと……。

荒木博委員。

○荒木委員 非常によくわかったようなわからないような感じですが、将来的に人口が減ってくるわけでありまして、しかし、設備のほうは、施設のほうはどんどん老朽化するわけですね。例えば農集であればもう30年ぐらい経過してるわけですから、大規模な改修というのが当然見込まれますよね。そういうような計画的な繰り出しは考えておられるかどうか伺います。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 繰り出しと言われますと、総務課のほうで一定の水準を持ってというのは

今のところ持っておりません。今、農業集落排水等も年数が経過しておりまして、これから議会の中でもたびたび議論がありますけども、将来の負担はどうなるんだということで、今、原課のほうでは長寿命化更新等に向けて、それに係る経費というものを法的化等とあわせながら、今減価償却がどこまで進んでいて、いつ更新しなければならないかということも含めて、今検討している最中だと思います。それが固まってくれば、農集、簡水の経営計画の中で長期間の修繕計画というようなものも出てくるかと思っておりますので、そういった計画にあわせながら一般会計のほうの繰り出しのほうも計画を立てていきたいというふうには考えております。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 たまたまけさの新聞で鳥取県の下水の関係の業者の指名停止というのが載っておりましたけども、多分その業者のした工事じゃない、下水の関係は特殊な工事なので、やっぱり特殊な業者のした工事の例えば修理とかそういうときには、した業者に頼むことになるんでしょかね。

○山本委員長 それは建設課でないとわからんかもしれん。

木下総務課長。

○木下総務課長 その辺の専門的なところにつきましては、ちょっと総務課のほうではわかりかねる部分もありますけども、特殊な工事であればそれなりの技術を持った方をお願いするという場合も出てくるかとは思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 2つほど聞いてみたいと思うんですが、はっきり日にち覚えておりませんが、平成16年ごろの行財政改革でこの2つについての繰り出し基準というものが論議された。議会もそれをたしか承認いただいて取り組む方向が決まったと認識しておりますが、きょうの話を聞きますと、農集については非常に当時からいうと繰り出しが大きいなという気がしておりますけれども、いつごろから今のような考え方になられたのかというのを1点伺います。

それと、今出ております改修計画等がこれから出てきて経費がかかると、簡水にしても農集にしてもですが。今、町内の状況を見ると、いわゆる山の上を中心にいわゆる公共で管路をつながないということで、井戸を掘ったら補助金、それから浄化槽入れても補助金というような形で、いわゆる広域な日南町において接続ということの経費、これを避ける

ためにそういう措置がしてありますけども、今のお話からいうと、今後の改良について、例えば阿毘縁、大宮、山上の一部を中心とした各戸での対応したものについても、公平性の観点からいうと、修繕が必要ならばやはり重ねてその経費を出されるのかどうか、その考え方について説明をいただきます。

○山本委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 まず1点につきまして、平成16年から始まっております行革の中での基準を決められた経過があるということでございます。ちょっとその時点での基準、詳しいものがよくわかっておりませんが、今回の今御説明しました基準につきましては、総務省が示しております繰り出し基準に沿った考え方で見直しを行っておるものでございます。こちらにつきましては、平成24年度から総務省の通知に基づいてこの基準を新たに設けて、基準に沿った繰り出しを行っております。24年度以降行っておるものでございます。

また、今後の改修に向けて、いわゆる山の上地区等で行っておられる単独での給水なり配水の事業につきましてですけども、こちらについても将来負担、今後、先ほど坂本室長も申しました長寿命化計画の中での改修、年次的な計画に基づいて、あわせて費用負担についても検討しながら、不公平が生じないような形の政策的な実施が必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そういったしますと、先ほど口頭でルールを説明をしていただきましたけれども、資料として提出をしていただければと思います。なかなか複雑のようでございますので、資料でまた再度提出をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

そういったしますと、総務課につきましては以上でよろしいでしょうか。

ないようでしたら、総務課については退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

次に、住民課から未収金の回収についての追加説明を求めます。

浅田住民課長。

○浅田住民課長 最初、説明させていただく前に、前回の住民課の決算審査特別委員会でちょっと誤解を招くような私のほうの答弁もあったということで、補足で説明させていただきたいと思います。

今後不納欠損処理というものは続いていくというような発言があったと思いますけれ

ども、この件に関しましては、法的に時効が来たもの、そういったものは仕方なく不納欠損が出てくればそういった処理をしていくのはやむなしとは思っておりますけれども、本来であれば未収金の段階で徴収するなり、それから、不納欠損にならないように、いわゆる徴収、それから、そういった徴収を行ったりして時効の延期といえますか、時効の中断をするような手だてをしていくというのが一番の最初、我が課として、町としてする業務だと思っております。その辺のちょっと誤解がないようお願いしたいということで、ちょっと説明させていただきたいと思います。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 済みません。未収金への取り組みについて報告をいたします。

日南町では税や料金を請求し、納期限を過ぎ未納になった場合について、毎月10日ごろに督促状を発付しております。この督促については、地方税法第329条のほか、納期限後20日以内に督促状を発しななければならないとされております。納税者の中にはわかっているので送らなくていいなど、意見を言われる方もおられます。この督促は法定納期限とともに時効となる起算となるものでありますので、全ての方に発付しております。税だけのものではあります、平成29年度、2,728件、月に215件から295件の督促状を発付しております。また、催告書を年3回、4月、8月、11月に発送しております。催告書だけでは納付できないという御意見をいただき、平成28年度からシステムから一括で納付書が発付ができないために、手作業で納付書を発行し、同封して納付をしていただくよう心がけております。また、臨時に電話催告や臨戸徴収のほうも行ってあります。臨戸徴収のほうで収納になった案件でございますけれども、平成29年度、11日、延べ17名、19万1,340円となっております。この中には税や水道、下水、督促手数料というものが含まれております。未納者の所在不明については戸籍を取り寄せて調査しておりますし、滞納者の方の預貯金の調査や保険調査などを年1回行ってあります。差し押さえ可能額の調査のために勤務先へ給与の支払い調査のほうも行ってあります。

住民税の案件だけになりますけれども、県と徴収方針会議を2カ月に1回程度開催し、協議を行っております。現在は地方税法の46条の会議、個人住民税の賦課徴収に関する報告等ということで、県と日野郡の担当でブロック会議のほうを行っております。平成28年度までは地方税法の48条、個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例ということで、県に徴収引き継ぎを行い、個人町県民税等として172万4,300円の差し押さえなどを行っております。また、平成29年度からは日野郡での住民税の高額案件が減ったため

に、地方税法の46条の徴収方針会議を行っております。また、平成29年度の町税等未収金取り組み会議は年4回行っております。未収金の回収状況などの報告、検討はしておりますが、個々の案件につきましては建設課や保育園など、担当者と個別案件につきまして協議、面談を行いながら徴収を行っております。時効につきましては地方税法の第18条の第1項により、徴収権の消滅時効を5年と定めるほか、租税の徴収権の時効については援用を行わず、時効完成後における利益の放棄ができない、また、租税の徴収権は時効を経過により消滅し、時効完成後においては納税者が時効の援用をするかどうかは問わずとなっております。時効の解釈の誤りから還付した自治体もあります。したがって、時効案件については、不納欠損を行っても時効案件についての収納ができないということになっております。それとあって、時効案件ということにはできるだけ避けたいと思っておりますし、今後については徴収に力を入れていきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。

この件について質疑ございますでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 冒頭に住民課長からも発言の誤解というか、その時効で不納欠損はある意味法に基づいているから問題がないというふうな発言の一部訂正というかありましたけども、それと、今、室長のほうからるる説明がありましたけども、例えばこの軽自動車税の1,000円ですよね、平成23年に1,000円。わずかといえば本当わずかですけども、そういう延滞になっている案件を具体的に納税義務者にどういうふうにご連絡をとって、最初は督促状を送られたり、それから催告書も納付書をつけて送られたりということがあるけども、実際にこういう些少な金額を払えない人と直接お会いして、どのように徴収を図っているのかという、ほかにもいろいろありますけども、この点についてどういう手段をとっておられてきたのかということについてお聞きします。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 町内の方においては電話のほう行ったりということがありますが、不納欠損になった案件につきましては、町外者ということが多数あります。ここの1,000円についても県外の方でありまして、住所はわかっているけど電話がわからないということがありますので、文書でのお願いというか催告のほうを行っているところです。以上です。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 この備考欄に死亡とか、備考欄という表示はしてないわけだけでも、死亡案件が結構あるし、国外に出られた方、今、例えば軽自動車税の1,000円は町外におられて、連絡すらとれないという状況になるまでにどうされたのかということなんです。全てやっぱり亡くなられた方、町外に出られた方を、そういうことになるまでの対応はどうだったのかということについて説明を求めます。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 町外に出られた方が多数でありますけども、そういう方というのは住所、転々とされておりますし、それについて、先ほどのほうも報告させていただきましたが、戸籍の付票ということで戸籍のほうには住所、現住所ということで記載がありますので、その住所を追わせてもらって請求のほうはさせてもらっております。中には住民票のある住所のほうにもおられないという方もおられますので、そういう方を所在不明という形で記載のほうをさせていただいております。

○山本委員長 そのほかございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません。前、監査意見のほうで指摘もありましたけど、弁護士とか、それから外部の方の知識、経験などを踏まえた徴収をされたらいかがという、昨年か一昨年の監査意見にありましたけど、その辺についての取り組みはやっておられるわけですか。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 弁護士についてということで、まず、弁護士のところでいうところ、借入金の還付ということで、弁護士さんということであろうかと思えます。その借入れをされてる方については、今現在というか、多くされてる方も、そういうものがないということがありますし、また、昨年というか、その前から検討というか未収金会議ではありましたが、弁護士さんを通して請求というものについては、私債権というか病院のほうで検討されてるというところでもあります。どうしても私債権につきましては強制で差し押さえができないので、弁護士を通じて納付の取り組みをしてはどうかということで、検討のほうは今現在されてる途中であります。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 いや、弁護士に知恵をかりるいうか、いろんな事例を知ってもらえると思うわけで、そういった形で相談をされたり、その手法を検討する上で、その弁護士などを利用されたことはあるかということです。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 実際にはありません。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 監査意見のほうには載せて出しとるわけですけど、このたびも載っとるようですけど、そういった手法というか、相談相手として弁護士などの外部の有識者に対する知恵をかりるといような取り組みの方法は考えておられないということですか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど高柴室長のほうから説明したように、弁護士の相談料、いわゆる相談料ということになると思いますけれども、そういったことをするに当たっては、やはり高額でかなり悪質な、また、かつ非常に難しい案件などには非常に有効だとは思いますが、この税の滞納、それが、悪質だとは思いますが……（発言する者あり）その相談をかけてそこまで費用をかけてやるのかというところを今議論はしておりますし、見積もりもとってこういうケースならこういうことができるんじゃないかというような相談もできるとは思いますが、やはり個々のケース、いろいろさまざまなケースがありますので、なかなか全てにそのケースが当てはまるというようなことにはなかなかならないし、相談もやりにくいなというようなところで、今ちょっととまってはおりますけれども、ただ、先ほど言いましたように、未収金会議のほうではそういった外部の意見等もやはり聞いてやるべきというようなことは、やはり同じ意見を持ってる委員といたしますか職員もおられますので、そういったものは今後やっぱりやっていく方向で検討は今後もしていきたいというふうには思っております。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 最後にしたいですけど、その悪質な方とか、いろんなパターンがある、ケースがある、それは十分承知しますが、その内容についての精査はされた上で、この不納欠損やむなしという結果に至っておられるわけですか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど室長からの説明があったように、年1回は必ず動産、それから通帳、それからそういった財産的なものがないかという財産調査は行っております。各個人、一人一人行っております。その上で差し押さえ物件等がないということを確認した上で今回の不納欠損処理というふうに至っておりますので、その辺のほうは調査をした上でということで御理解いただけたらというふうに思います。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 2点伺います。

まず、1点目ですが、今回の資料は平成23年という表記が多いわけですが、傾向としてこの方がまた来年もこの表に上がってくる、再来年も上がってくるというような傾向があるのかどうか。一旦こういう形になられた方は次の年の租税も同じ扱いだろうと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。まずそれが1点。

それと、もう一点は、いわゆる固定資産で死亡という表記があるんですが、その後に相続放棄ということになっております。そうすると、相続放棄であれば、内容にもよりますが、国に帰属するんだらうと、最終的にはとは思いますが、そういうものであれば差し押さえかけても支障がないのではないかと思うんですよ。物件が何かわかりませんが、例えば山林であればそれを早い段階で押さえさせてもらう。相続人代表と話をされればできる話で、結果が相続放棄ですので、町にもらいますよという話ができるんじゃないかと思いますが、その2点について教えてください。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 委員の回答をさせていただきます。不納欠損になった案件について、来年もこの方が上がってくるかということについては、相続放棄をされた方については来年も上がってくるということでございます。どうしても亡くなられてから相続放棄されたものについては徴収ができませんので、その亡くなった時点では未収金については即時のほう、欠損できませんので、時効が来た段階で不納欠損をさせていただくということでございます。

また、固定資産税につきましては、名義のものが即、上のお父さん、お母さんという形じゃなくって、おじいさんであったりひいおじいさんであったりというものがあります。それにおいては本人のものでしか差し押さえのほうができないということでありまして、先ほど国に帰属ということでありましたけども、単に何もしなければ国に帰属ということではございません。裁判所のほうにその物件について国に帰属ということとこのことの手続がなければ国に帰属ということではございませんので、今ある日南町についても、亡くなられてそのままの名義のままで国に帰属されてないものが多数、ちょっとそれについては課税になったものでしかわかりませんが、免税点未満の土地については、それが、名義がどうなってるかということについてはちょっとわかりません。以上です。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 もうちょっとすっきりしたことを教えてほしいんですが、傾向ですね。23年は不納欠損になりました。やはり私が考えると、24年も恐らくその方はこういう状況が続くだろうと予測するんですが、傾向としてそういう傾向があるのかどうか。そこについて教えてください。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 委員の指摘のとおり、同じ方がということでございます。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 後段の質問で、相続放棄の件ですけれども、相続放棄をされても土地があるわけですし、その場合、説明では先代、先々代という代襲が始まるまでのものであれば複雑だから経費がかかるという意味のことだと思っておりますが、課税はされるんですか、当面。今、死亡で相続放棄であっても土地はあるわけですから、どなたに対して課税をされとるのか。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 先ほど質問のありました回答でございますけれども、相続放棄をされたものについては、課税のほう、その時点で、1月1日時点でございますけれども、については課税のほうはいたしません。県のほうともちょっとこの件について御相談のほうをしたんですけれども、死亡者課税ということで、亡くなってる方についての課税はできないということでございますので、そういう方については今現在行っておりますけれども、相続人代表の届け出をさせていただいて課税をする。今ありました相続放棄のものについては、相続人がいないということで課税のほうを行っておりません。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 滞納の状況が発生したときに、福祉保健課、福祉事務所とどの段階で相談しているのか。もちろん本人も含めて、滞納者も含めてですけれども。先ほど同僚議員から、いわゆる滞納者の滞納理由が、言えば納税の義務を果たす意思がさらさらないという、いわゆる悪質な故意による滞納という人がどれほどおられるのかという点と、本当に払いたくても払えないという生活困窮者、いわゆる生保に、福祉事務所に直接相談を持ちかけて対応していったほうがいいだろうという人の対応などについてちょっと説明を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 財産、いわゆる預貯金であるとかそういう動産の調査というものを行い

ますけれども、やはりここに上がってくる方、大半の方がもう差し押さえできるようなものがないというのが現実でございます。その上で、生活困窮者は、本当のといえますか、そういった預貯金などない方、本当に生活に困っているというような方につきましては、どれほどというのはちょっとなかなか推しはかることはできませんけれども、中にはやはりその生活保護になられたり、それから、それが切れたりというようなことを繰り返される方もやはり中にはいらっしゃいます。そういう方はなかなか徴収もままならんということにはなりますけれども、それがどれくらいの数、どれくらいの頻度でというようなところまでは、ちょっと電話等の対応のこちらのニュアンスを感じ取るしかなかなかできんというのが現実でございます。それがちょっと本当に福祉のほうにこれはリレーする案件なのかどうかというような、そういったときには電話してそういったことがわかるような方であれば、それから、例えば認知症が進んであるとか、なかなかそういった支払いのほうも行けないというような高齢者の方というケースもやはり中にはございます。そういった方についてはやはり情報提供という形で福祉保健課のほうにも行つとるとというようなところはあります。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 ある自治体が、これは市ですけども、滋賀県だったと思いますけども、滞納ありがとうという制度をつくって、もう即相談に乗ると。もういろいろ、例えば税の減免とか国保の減免とかいう制度があるので、本当に払えない人に対しては、滞納が発生したらすぐ相談に乗ると、それは住民課と福祉保健課と連携しながら実態をつかむと。気持ちよく、生保になればそれなりの制度で滞納が発生しないようになっているわけですから、そういう全国、こういう滞納で困っている自治体も研修されて、実際に本当に裁判とかそういう手法をとる前の段階で対応していくと。それが日南町に安心して住んでいただくための方法じゃないかなと思いますので、その点をもっと、これからどんどん、これは平成23年が主な処理であるから、それ以降のものもやっぱり同じような滞納があると思うんですよね。そういう人に対する対応の仕方をより綿密にやってほしいなと思いますが、改めてお聞きします。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 今、非常に参考になる意見頂戴したと思っております。確かに先ほど言われたように、本当にどういったことで困つとられるのかというようなところまで、いわゆる聞き取りといたしますか、相談を受けながら、今後どのように対応していくのかという

ところ、相談に乗ることで分割納付等のお願い等もできるわけでございますので、そういった相談窓口といたしますか、相談体制がとれるような体制で業務を推し進めていきたいというふうには思っております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 もう一点伺います。ちょうどここにいただいた資料にあるのかないのかわかりませんが、例えば共有物、山を10人で持つと、以前は直近に相続した方を代表者として、いわゆる納税をしてもらうような書類を出すというふうなことがあったんですが、今言うその世帯内での相続放棄っていうのはまあわかりましたけども、そういった共有物で、自分、一番分が少ないのに相続したために私んところへ納税通知が来たと、よう払わんわというような事例が、ここにある表以外でもあるのかないのか教えていただきたいと思えます。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 共有地につきましては、数件払われてないものがございます。しかしながら、納税者のほうで共有につきましては御意見をいただいて、代表者のほうでは集め切れないということにつきましては、中での共有者の協議が必要でございますけども、うちのほうで共有者に全員、納税通知書と納付書のほう、発送のほうを出しております。それにつきましては、滞納があった場合については、自分の分だけじゃなくって、滞納があったらそれについては全員の方に債務がありますよということの同意をいただいた上ではございますけども、そういうこともしております。

○山本委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

そうしますと、住民課については以上で追加の説明をいただきましたので、住民課については以上で終了いたしますが、税の負担の公平性を担保する意味からも、まともに支払っておられる町民の方との公平性を保つためにも、未収金の解消により一層努力していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で住民課については聞き取りを終了いたします。

そうしますと、入れかえの都合で若干休憩をとりたいと思えます。再開を、55分です。9時55分からといたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

次に、農林課から町有林の収支についてとエナジーにちなんへ支払った委託料について

の追加説明を求めます。

坪倉室長。

○坪倉室長 失礼いたします。町有林の関係でございます。分収林の契約更新と審議会については資料で送らせていただきましたとおりでございます。それと、先般の皆伐、再造林、また、間伐に係る標準的な事業積算というところで資料のほうを説明させていただきます。

まず、今の皆伐、再造林のほうでございますけど、1ヘクタールの設定で杉のほうで積算のほうをさせていただいております。皆伐につきましては、伐木造材から市場に出るまでの計算をさせていただいております。

それで、ちょっとこの表でございますけど、例えば皆伐でいいますと消費税のところ、それまでのかかった経費の1,000円以下を切って消費税を掛けておりますので、ちょっとこの最終集計の、例えば皆伐で言えば438万8,000円より端数が実は出ておりますけど、そういう計算の仕方をしておりますので、御了承いただきたいと思っております。しますと、費用438万余りですけど、これ、立木販売のほうが現在単価等を使っております530万余り入りますので、ここで皆伐については1ヘクタール当たりのものについては収入のほうが生まれるということになります。それで、造林のほうですけど、これは一括で出しております……（発言する者あり）のほうですけど、ちょっと補助のほうが対象になるもの、ならないものっていうのが皆伐のほうは補助の対象になりませんので、対象になる造林という部分と分けて積算させていただいております。それと、再造林に係る、伐採後に再造林に係る費用については120万余りで、補助金のほうが76万余り入りますので、費用的にはこれは手出しということになります。そうしますと、通算で皆伐、再造林は1ヘクタールの杉の皆伐、再造林を行うと45万余りの収入が出るという形になります。これは作業場所等によっていろいろ条件等変わってきますので、これの前後ということでの皆伐、再造林終わったまでの1ヘクタールはこの金額でおおむね標準的なことということで積算させていただいております。

それと、先般ありました大原山のほうですね。29年度に事業をしたところの最終見込みをということでございましたので、それについても同じように設計なり最終の請け負額等でしております。ここにつきましては、造林部分については昨年度、伐採地の11ヘクタール余りあったんですけど、約7ヘクタールを植えて、今年度3ヘクタール余りを造林するようになっております。ここにつきましても、造林のほうは2年にわたりますので、

通算しますと、皆伐、再造林が終わって11ヘクタール余りありますが、100万の収入、最終にプラスのほうに100万余りの収入が出るということになる予定でございます。

それと、もう一点、間伐事業のほうですけど、お送りしました資料につきまして、若干打ち間違いがございます。表の中で作業種のところを「皆伐」というところでしております。済みません。申しわけございませんけど、「間伐」ということで御訂正いただければと思います。申しわけございませんでした。間伐も林齢等、間伐で3回程度は間伐しますが、その中間ぐらいに当たる44年生ぐらいの杉ということでの1ヘクタールということとで設定させていただいております。間伐率については今30から35ということとで発注をいたしておりますので、その上限であります35%という間伐率で設計を今回の標準的などころではさせていただいております。これにつきましては、伐木造材、また市場にかかった売り上げまでかかる費用が104万9,000円余りで、これに対して立木販売は、今の現在での米子木材市場さん、それと森林組合の土場、それと林地残材のC部分ですけど、林地保全なり災害防止ということで丸和林業さんのほうにパルプ材として出しております。これの合わせた平均的な価格というところとで設定させてもらっております。それと、立木販売は80万2,000円余りということになります。

これに対して補助金関係ですけど、間伐の造林補助金で45万5,000円余り、それと、間伐材の持ち出し支援ということで、立米2,800円でございます。こちら、定額のものでございますけど、29万9,000円余りということとで補助金のほうが合わせて75万4,000円入ります。

それで、差し引き収入のところですけど、今の立木販売、それにかかった経費から補助金のほうをこれに係る経費助成ということとですんで、引くという計算をさせていただいております。しますと、今大体ヘクタール当たり、条件によっていろいろ先ほど……。違いますけど、50万7,000円の、44年生ぐらいで50万7,000円の収入が出てるといような形に今は設計なり、実際的にはもうこれに近いところで推移をしてるような状況でございます。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。このことに質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 まず、町が発注する間伐や新植、再造林の基準額で見ると、例えば最初の説明された資料でいくと、要は、1立方メートル当たりの作業賃、皆伐でいくと約7,000円ですよね、この資料でいくと。一般的に間伐の場合は8,000円から8,500円

ぐらい、40年生の場合、40年でももっと年数のたった木でも大体平均そのような単価で行われていますが、皆伐では、さっき説明されたけども、実際、立米7,000円ぐらい、全伐はなっていますが、実際の大原山ですよね。あれの作業単価は8,165円に、私、実際に出た材積から契約した金額を計算したら8,000円を超えているわけです。その相違も問題けども、主伐をした場合の単価は、今、高性能林業機械を入れてしているので、しかも、その補助を町が予算を組んでやって導入されている業者がほとんどなので、もっと単価が下げられないかというふうに思うんですよね。そのあたりについてちょっと説明を再度求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。大原山の件ですけど、さっきの標準的なところが杉で積算させてもらっているというところで、ここの山につきましてはヒノキのほうがどっちかというところが多い山でしたということで、若干ヒノキのほうが手間が主伐についてもかかるということで、議員さんおっしゃったとおりに費用のほうがかさんでるところがあります。

それと、大原山につきましては、途中、9月のときにちょっと車を通す作業道のほうが抜けて、その通行のために泥の撤去なり移動なりをしていただいたということで、その部分が新たに経費で発生したということで若干高くなっております。役場のほうも再度、今の実態等なりもう少し確認しながら聞かせていただいて、調査等いたしながら単価設定なり積算についてはちょっと検討を逐次加えていきたいと考えております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 いわゆる丸太組合とか、近年は小丸太組合とかいって林業労働者がかなりふえてきている状況の中で、それは確かに林業者の受け入れを圧迫するようなことになってはいけないけども、最低限、高性能林業機械というものを国の制度に基づいて導入して補助している日南町が、それを有効活用して山元に少しでも還元できるということのための制度でもあるわけです。だから、単に林業者が施業者のみに利益があるのではなくて、山元にやはり最終的に立米幾ら還元できるかということが相まって林業振興になると思うんですけども、今の契約の制度、それから、実際には立米幾らで市場やオロチや丸和等に卸すのかと、現場にどの単価で搬出するのかということが、林業者の中では総花の話になっているんですよね。ですから、今、ヒノキはちょっと手間がかかるとか言われますけども、あくまで主伐ということになれば、やっぱり小口から切っていけばいいわけで、非常に労力も軽減されるわけですよね。しかも機械でやるということなので、せめて私は、主伐の

場合は、立米単価を6,000円、以下になるような努力をしてほしいなど。林業者の皆さんにもそれはやっぱり伝えていただきたいというふうに思うんですよ。そのあたりについてどう、もう少し詳しく説明してください。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 御指摘の点につきましてはごもっともな点もございます。ただ、原則は、やはり一番考えるべきは山元に少しでもお金が残るような施策はとるべきというふうに思っています。これにつきましては、林野庁の長官が日南町にお越しになったときに、このモデル事業の本来の目的がいわゆる山元に少しでも残るようにということも言っていたいておりますので、それについては非常に心に残っております。ただ、逆に経費を抑えていくということになってきますと、いわゆる山林でそういったような施業をしていただく方にまた御負担をかけることとなりますので、非常に難しい問題というふうに思っております。そのあたりにつきましては関係者と協議を重ねて、いわゆるできるだけ両方がウイン・ウインの関係になれば一番理想だというふうに思っております。最近の、ことしも予算はつけていただきました原木供給の補助金でありますけども、先般、オロチの関係者の方と話をさせていただきましたが、非常に今、単価が上がるとということをおっしゃられます。そういったような状況で山元のほうにも今お金が以前、去年あたりに比べると入っているのかなというふうに思ったりしております。そのあたりにつきましては今後も注視させていただきまして、努力としてはいわゆるそういったようなコストを下げるというようなことは設計の段階でも考えていきたいと思っておりますけども、余りそれが施業していただく方の負担になってもいけませんので、十分にそれについては配慮しつつ検討していきたいというふうに思います。総論的な話になってしまいましたけども、そのような答弁しかできませんけれども、双方に利益が生じるような形で進めればというふうに思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 町有林は日南町で言えばモデル的な事業で、毎年10ヘクタールずつ主伐もして再造林をしていこうという大きな方針もあるわけけども、やっぱりそういうことからして民有林への影響もやっぱり町としては考慮しつつ、本当に適正な搬出の経費、立米当たりの経費をより厳密にというか、今、課長からも話があったわけけども、本当に林家に還元され、林業者にも相当の労賃あるいは機械代等の費用、労災の保険費用、その他支払われるような、そういう労働環境も大切だと思います。材価が低迷しとることが一番の根本原因ですけども、それについてさらに、特に林業政策大事ですので、検討を深めて

いただきたいということを申し上げて、意見になりますけども、質問を終わります。

○山本委員長 そのほかございますか。

大西保委員。

○大西委員 1点、簡単なことなんですけども、せっかく資料を出していただいています間伐事業費精算ということで、町有林の表がございまして。そこで親切に差し引き収入の計算式まで書いておられますけども、これに当てはめるとこうならないんですが、この計算式、ほかの表も見たんですが、この式でよろしいんでしょうか。2プラス括弧1マイナス3です。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 その点、まず1点、修正は前回のときに、これにつきましては議長様のほうからも御指摘があって、計算式が間違っておるのは29年度収支実績のところの縦計が違っておったというふうに思っておりますけど、そこではなくてですか。（発言する者あり）済みません。違う表を見ておりました。申しわけありません。（「答えはあれなんだけど、式の記述が違つとると思う。でしょう」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 済みません。大変申しわけございませんでした。差し引き収入の計算式、上のほうに入れさせてもらっておりますけど、2引く括弧1引く括弧3の閉じであります。金額のほう、済みません、ちょっと……（発言する者あり）そうですね。差し引き収入の上の計算……（「ここの記述が違うんだと思うんだけど。計算式が違ったら金額が違うっていう話になるので」と呼ぶ者あり）済みません。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 済みません。立木販売の数値と補助金を足して費用を引く、したがって、2足す3して、マイナス1で、この式、数字としてはこれになるんじゃないかと思っておりますけども、済みません。上に書いてある説明の算式のほうが間違っております。申しわけございません。

○山本委員長 そうだと思います。訂正してください。

そのほかございますか。ありませんか。

済みません。そうしたら私、1点聞かせてください。平成29年度日南町町有林管理経営審議会議事録ということで資料を提出していただきました。この中で顧問の方が発注、入札をもう少し早目にできないかという意見を述べておられます。実際、遅くなったとい

うような事例があるのでしょうか。あるとしたら、今後、どのように対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

久城農林課長。

○久城農林課長 まず、昨年も発注のほうで29年7月末ぐらいの発注になってしまいました、いわゆる業者の皆さんには大変御迷惑をおかけしたような次第です。本年も早くするよういろいろ内部では進めてまいりましたが、最終的には本年も7月に入ってから発注というようなことになってしまいました。そのあたりにつきましてはいろいろおわびしなければならぬというふうに、少ない人数ではありますが、一生懸命やっておりますけれども、最終的には御迷惑をおかけするのは業者の皆様でありますので、そのあたりにつきましては少しでも早く発注できるように努めたいというふうに思います。

○山本委員長 可能な限り早い発注に心がけていただきたいというふうに思います。

そのほかございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 今回の課長の答弁に関連してですが、今、間伐も主伐もですが、通年やられてますよね。通年というか終年というか。ですから、当初予算が通った時点で、ホームページでも公開されてはいますが、ことしはどことどこを皆伐なり間伐するという情報をきちっと流して、それでなるべく早く入札をするという、そうされないとかやっぱり事業者もいろいろ間伐だけでない、中刈りとかいろいろ事業がやっておられますので、その点はもう少し早くできるようにしていただきたいということ、私のほうからも申し上げておきたいと思います。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 職員が非常に減っておる中で、農林課の中でいわゆる事務分掌を考えるのは課長であります。したがって、今現在、2.5人と、あと残りの農政室というような職員の比率であります。2.5といいますが、1人の農政室の兼務でJ-クレジットの仕事をしておりまして、その辺の比率を3とかにしていけば、林政のほうをきっちり3にすればいろいろな形で林政のほうはスムーズに行くようにも思いますけれども、今度はその反動は農政のほうに出てまいります。そのあたりにつきましては、職員の配置を含めまして検討はさせていただければと思います。それ以外にも本人のやらなければならないことというものもあると思います。本当、職員は残って遅くまで残業もしているのが実態であります。そのあたりにつきましては、それが答弁にはならないのは重々承知しております。早く発

注すればいいということでもありますので、そのように心がけていきたいというふうに思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 今、山本委員長から指摘のあった町有林の経営審議会の議論の中でも、町有林が2, 500ヘクタールぐらいあって、専任職員が、今ちょうど課長が職員のこともおっしゃったので、専任職員を、これだけ町有林、林業政策が進む中で、やっぱり職員の確保も非常に大事じゃないかなということを意見として述べておられますので、そのあたりについても職員配置を、課長がどこまで権限があってできるのかはわかりませんが、検討してほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、続きまして、エナジーにちなんへ支払った委託料についての説明をお願いいたします。

岸室長。

○岸室長 失礼いたします。そうしますと、追加で御質問いただきましたエナジーにちなんの委託料の関係で、町のほうを支払った委託料に対しましてエナジーの決算書上でのその事業費が少ないのではという形の質問だったと思いますので、その点について御説明したいと思います。

追加の資料は配付しておりませんので、当初お配りしておりますエナジーにちなんの決算書のほうの最後から2ページ目のエナジーにちなん収支決算書内訳、ここを見ながら説明を聞いていただければと思います。

まず、委託料につきましては、年度末にエナジーの決算が固まった時点で実績報告書という形で町のほうに提出がありますので、そちらのほうをチェックして、最終的にそれまでに払ってる金額が実績よりも少なければ追加で交付しますし、払い過ぎてれば返還を求めるといような形でやっております。

29年度につきましては、3月末までの時点で支払っている委託料のほうの実績よりも少ないというような金額で提出がありましたので、追加で49万ほどでしたか、追加で最後、交付したところでございました。

御指摘がありましたので再度事業費について中身のチェックをしましたところ、大きく2点ほどちょっと会計処理に誤りがあったことがわかりましたので、その点について御説明いたします。

まず、収益目的会計の収益事業のところでございますけれども、支出として旅費、交通費であるとか荷づくり運賃、あと、消耗品費等で若干支出がありますけれども、こちらにつきましては収益目的会計の中で収入支出するべきものでしたけれども、この支出を農林業後継対策事業の支出として含めておりました。もう一点が、法人会計の中で支払い消費税69万3,201円があるかと思えますけれども、こちらについても農林業後継者対策事業のその経費に、まず支出経費に含まれておまして、その合計に対しましてさらに税率を掛けた消費税計算をしておりましたので、若干ちょっと消費税が、全額ではないですけども二重計上というような形にもなっておりました。また、支払い消費税については、そもそも最終的に委託料の支出金額に対して消費税を掛けたものを交付しますので経費には含めないというふうになっておりますので、そのあたりがちょっと過大に交付してたという形になります。再度計算をし直しますと90万円ほど若干過大に交付してたというような計算になりますので、これにつきましてはまたエナジーにちなん、現日南町産業振興センターにはなりますけれども、今年度中にちょっと委託料の精算というような形で返還を求めたいと考えております。

そのほか、農林業後継者対策事業の経常収益2,500万に対して経常費用が2,100万ということで、350万円ほどプラスになっている部分につきましては、その右側のほうに法人会計というのがあると思えますけれども、法人会計のほうは収入のほうがほぼほぼない状態で、法人税であるとか、あとは支払い報酬とか手数料とかある中で、その支出の部分について、これは現在、ほぼほぼエナジーにちなんのほうが農林業後継対策事業のみを実施しておりますので、その運営費には必要な経費として農林業後継対策事業の必要経費に含めて法人会計の支出についても含めて算定しておりますので、これらを含めるとほぼほぼ経常収益、経常費用が近い値になってくるというような形になりますので、その点を御理解いただければと思います。

以上、委託料についての御説明と、あと、そのようなチェック体制が若干甘くてちょっと90万ほど過大交付したことにつきまして、大変申しわけございませんでした。

○山本委員長 久城農林課長。

○久城農林課長 若干私のほうでも補足のほうをさせていただければと思います。一応、その後、また現在の収支状況を鑑みまして、理事長である町長ともいろいろ話をさせていただいたところであります。いわゆる非常に期末残高、繰り越しが1,500万からもございまして、今後、このあたり、収益事業を以前やっておったものもかなり含んでおりま

す。このあたりの精算といいますか、いわゆる30年度になるのか31年度になるかあれですけども、ある程度の運転資金を残して、ある程度整理していく必要もあろうかと思えます。そのあたりにつきましては、理事会のほうでお諮りする必要があるかと思えますので、もう少しわかりやすい決算となるよう調整させていただければというふうに思います。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。このことについて質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 説明をいただきましたけども、課長、室長も発言の中で言われましたが、今の日南町産業振興センター、会計処理がずさんだったと言わざるを得ない状況だったと思います。しっかり指導をお願いをしたいと思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

そういたしますと、農林課についての再度の聞き取りを以上で終了いたします。お疲れさまでした。休憩をする。続ける。（発言する者あり）続けましょうか。休憩する。（発言する者あり）45分からしますか。

そういたしますと、ここで休憩をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続けたほうがよろしいですか。続けたほうがいいですか。（発言する者あり）

じゃあ、休憩をいたします。再開を10時45分からといたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

各課の聞き取りが終了いたしましたので、お手元に配付いたしました平成29年度決算審査特別委員会審査意見取りまとめをごらんいただきたいと思います。これまでの審査の過程で出されました意見及び委員より提出された意見を一覧として取りまとめました。これについて検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そういたしますと、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

まず最初に、1番といたしまして、全般的事項といたしまして、朗読をいたします。

「主要施策の成果及び財産に関する調書について。事業の成果指標及び成果並びに課題等が例年に比べ詳細に記載された事業が多く、また、繰越額、執行率、不用額、当初予算の欄を新しく設け、わかりやすく丁寧な説明を心がけようと工夫されていることを高く評価

したい。ただし、当初予算説明附属資料の執行経費欄との対比ができない事業や課題の記載がない事業も依然として見受けられるため、さらなる充実を求めたい」といたしました。

これについて委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしければ、これを取り上げるということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、これは取り上げるということにいたします。

2番目、総務課でございます。「文書管理事務。公文書、事務資料などの書類が事務机の上や周辺に積み重ねられているのが見受けられる。かつて導入したファイリングシステムが活用されていない。ファイリングシステムをいま一度認識され、文書の管理や事務の効率化、住民サービスの向上のため資されたい」といたしました。

これについて皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分もこのことは監査の中で話があったわけですけど、このファイリングシステムが活用されていないことで事務処理がおくれたり、それから事業の課題の共有化ができていないという点が問題であるわけですし、活用されていないことが問題とは思わないので、やはりそこには活用されていないことで事務処理のおくれが生じているのではないかという文言を入れたほうがいいのではないかと自分はやっと感じました。

○山本委員長 活用……。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 丁寧に言えばそうかもしれませんが、その次の段で「文書の管理や事務の効率化、住民サービスの向上のために資されたい」という文章が前段の分も補っていると思いますので、二重に書くようになるとと思いますので、これでいいと思います。

○山本委員長 という意見でございます。(「それでよし」と呼ぶ者あり) これでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、この意見は取り上げるということによろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

3番目といたしまして、企画課でございます。観光振興対策事業、旧木下家活用事業でございます。これにつきましては、2つ意見を寄せていただいておりますので、まず最初、1つ目でございます。「旧木下家は日南町観光協会に管理を委託され維持管理とオークシ

ョンなどが実施されているが、早急に具体的な活用方法、方針、方策を決められ、観光資源の有効活用と交流人口の増加につなげられたい」という意見と、もう一つございます。

「当初、36万7,800円と説明されていた維持管理費は108万1,502円が計上された。維持管理は町が行い、寄附者が必要なときには使用できる。このたびの寄附が条件付きの寄附であれば寄附採納の前に説明をされるべきであるし、今後さらに増加が予想される。普通の空き家との違いを明確にされるべきである。現在はオークションなどに使用されているが、地元の協議を十分にされ有効な利活用を検討されたい」という意見が2つ寄せられております。

これについて皆様の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 いわゆる2つ目の3段目ですね。説明をされるべきであるし、今後さらに増加が予想されて、今後さらに増加は、対象物は何のことなんでしょうか。

○山本委員長 維持管理費ということになるろうかと思いますが。ここに……（発言する者あり）趣旨は、維持管理費が年々ふえていくのではないかということが趣旨、懸念をされる所でありまして。それと、1点は、その寄附を受けるときの条件ということがどうだったのかということがありますので、文書としては分けて書いたほうがよかったのかもしれない。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 上の3行の意見は下の意見にあわせて入れ込めばいいと思っておりますので、下の意見を主にして作文を整理していただければいいというふうに思います。「整理するに当たって維持管理費は108万1,502円が計上された。今後さらに増加が予想される」で切って、その次に、「このたびの寄附が維持管理は町が行い、寄附者が必要なときには使用できるという条件付きの寄附であれば寄附採納の前に説明をされるべきであるし、普通の空き家との違いを明確にされるべきである」というふうにつなげて行って、最後に「地元の協議よりも地元との協議を十分にされ、有効な利活用を検討し、交流人口の増加につなげられたい」というような内容に委員長が作文されればいいんじゃないでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 これが条件付き寄附に当たるかどうかというところもあるんですけども、仏壇をそのまま置く、あるいは盆などには、墓参りのときに使うということになれば条件つ

きの基礎だと言わざるを得ないというふうには一つは思いますが、ここにある「維持管理は町が行い、寄附者が必要なときに使用できる」という表現には当たらないと思います。そこの辺が一つと、やっぱりオークションなどがされておりますけども、やっぱり将来というか、寄附いただいた旧木下家をどのように活用していくのか。町も観光協会も明確な方針が定まらない中で、なし崩し的にオークションで家の中にある備品や美術品が売り払われておるといところが非常に危惧するわけであります。やっぱり今後どのように活用していくのか、あるいは、例えば農泊というか民泊でいくのか、農家レストランなのか、ただ展示施設なのか、そういったところの辺も、私自身何がいいのかわかりませんが、町として観光協会として明確な方針がない中で、そういうオークションが行われてるということについての危惧をしておりますので、早急に活用方針を定められたいということは強調したいと思っております。

○山本委員長 上の段、下の段も同じ、今、坪倉委員言われたように、今後の方針を明確にしてほしいということが主眼になっておるといふふうに思います。今はオークション会場になるということぐらいしかありませんので、今後の有効活用を早急に検討してほしいという趣旨になろうかとは思っています。

先ほど恵比奈委員言われたような形でもう一度文書をつくりたいと思っておりますし、坪倉委員言われた寄附者が必要なときには使用できるというところは曖昧ですので、この部分はまだ削除をさせていただいて再度考えてみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 せっかくの機会なので、（発言する者あり）決算審査の中で、皆さん、議員間討議も本当にこの木下家をどのように活用されたいのかという具体的な提案がもし皆さんからあれば、意見としても出していく必要がありはしないかなというふうには思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 もしそういうことがあれば、意見として盛り込みたいと思っておりますが。執行部もなかなか悩んでおられるところでもございます。（発言する者あり）

古都勝人委員。

○古都委員 先ほどの坪倉委員の話ですが、上と下を足すということですので、「具体的な活用方針や地元との協議を十分され」といふふうにして、問題は委員長、2つ言われましたけど、地元協議がなされていないのが本当は一番大きなことで、どういうふうにするかという、どのようにかかわっていくかというようなことが論議されてないと思っております。

で、そこはひっつけて町や観光協会の方針もですが、地元との調整もいう形が必要だと思いますし、それと、先ほどの寄附の話ですが、実際、前回説明のときにはお盆には自分とこは使うからという話だったという説明があったわけですから、やはり寄附者のほうが条件をつけてきとるということであれば、まだほかにもあるのか、正月もいけんのか、命日はどうなるのか、そこら辺をやっぱり明らかにしてもらわんと、いい時期に使えないということでは意味がないと思うんで、そこはしっかり僕は表現したほうがいいんじゃないかなと、わかりやすく思っております。今、久代委員の言われた、ここでも議員間討議したらということですが、時間も盛りだくさんですので、別の機会でそれはやればいいんじゃないかと私は思いますが、ほかの委員さんどうでございましょうか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 惠比奈礼子委員。

○惠比奈委員 今言われるように、議会としてこの使い道について提案するのであれば、それはまた別の機会にしっかり皆さんと勉強していきたいというふうに思いますが、きょうでなく。寄附の関係ですね。条件付きの寄附というところは、委員長、削除するっておっしゃいましたけど、ここはぜひともきちんと書いていただきたいというふうに思います。けど、これがちょっとくどいですんで、文章が、もう少しスリムにしてもいいので、きちんとそこは書いていただきたいと思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 別の機会にということなんで、それはそれでもいいかもしれませんが、総務の常任委員会で昨年寄附採納の一覧の資料があって、六、七件でしたかね、物件が。この木下家から、土地や周辺の山林、畑等。それ、寄附採納に当たっての契約書、寄附採納の木下氏と町との契約書類は正式に公文書として残っているのでしょうか。どういう手続を経て正式に寄附採納されたのか、また、その一部の物件については条件つきで使用するというようなことが書いてあるのかどうなのか、その所在をまずお聞きして、わかれば教えてください。

○山本委員長 委員会の中では、土地の明細をいただきました。ただ、契約書については提示をしてあるのかもわかりませんが、提示を求めていますので。ただ、あれは全協、委員会でしたかね。寄附採納審査、ちょっと正式名称忘れちゃったけど、委員会をつくっておられて、その中で審査を行っておられます。それで、寄附採納を受けることが適当ということで寄附を受けられたという説明がございました。

あれは議長、全協、委員会でしたでしょうか、全協でしたでしょうか。報告があったのですが、久代委員は御存じないですか。（発言する者あり）はい。（「その資料があれば」と呼ぶ者あり）審議会でしたとか審査会でしたとか、その条文はいただいております。今ちょうど手元にすぐは出ませんが、いただいております。そういうのをつくってあるということで、構成メンバーも書いてありますし。

久代安敏委員。

○久代委員 ですから、それは確かに寄附採納の審査をされたと思いますが、一番大事なのは、今、発生している条件ですよね。それもきっちり明記してあるのかどうなのかという、審査はいいですよ。だから、当該者と契約の内容はどうだったのかということの資料があれば企画課から提出していただきたい。寄附採納ですから総務課か住民課か、いろいろな課にまたがるかもしれませんが、それは共有されているのかどうなのかということです。

○山本委員長 定例会の中でのその全般、一般会計でしたか、町長いらっしゃるときの質疑の中でも、同僚議員から先ほどのお盆でしたか、その質疑がございました。そのときの町長の答弁も、ちょっとその契約があるとかという明確な答弁ではなかったように思いますので、担当課のほうに再度確認をこの件についてはしたいと思います。明記するということになると、そういうことを確認をした中でこの意見を取りまとめるということになるかと思いますが、この観光振興対策事業の意見の取りまとめは少し先送りといえますか、確認をしてから行いたいと思いますので、次の意見について検討したいと思います。

2 ページ目でございます。公共交通確保総合対策事業につきまして意見をいただきました。日南町公共交通確保対策協議会で、利便性の確保と利用者の増員に結びつけるために、デマンドバスの運行をドア・ツー・ドアに対応できるよう再検討されたいという意見をいただきました。これについて皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 これはいいと思うんですが、ただ、日南町の公共交通の政策の中でタクシーチケットの助成がありますけれども、そのタクシー券で最初執行部の説明の中では、バス停から離れた人がバス停までタクシーチケットを利用して出てくることにも活用してほしいというようなことを盛んに説明されて、なかなか実態はそうはいかないということなんですけれども、そういうことも言われて、その制度もしておられます。なので、そのことも同時に考えて、もう少し深みのあるというか、タクシー助成券のことはどういうふう

に考えて皆さんおられるのかいうことをちょっと伺いたいんですが。

○山本委員長 そのほか、意見ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 私がちょっとこの項目については提案したわけですけども、きのうも総務の常任委員会で公共交通のあり方について、デマンドバスも含めてタクシーチケットのことも執行部から報告があって、非常に詳しい資料も出ていました。私はデマンドバスについては、究極的にはドア・ツー・ドアが一番いい、利用率も上がるしいいだろうということを考えています。あと、お出かけタクシーチケットについては、もちろん年齢制限もあるし、それとはちょっと別途に考えたほうがいいし、タクシー事業者の方もデマンドバスの営業にも参画されていますからタクシー業の民間経営を圧迫するとかいうことはないと思うし、そもそもお出かけチケットについても町が支出していて、ほとんど町内のタクシー業者の方に利用されているという状況から見ると、さらに乗客数をふやして利便性を上げるためにもドア・ツー・ドアがいいじゃないかなということで、提案をいたしました。以上です。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 昨日、総務教育のほうで説明を受けたわけですけど、その中でこのデマンドバスのドア・ツー・ドア化と、それからタクシー券の助成制度との兼ね合いについて説明があったわけでありまして、今現在その検証中であるということで、ドア・ツー・ドアができるのか、それとも住民の方がタクシー助成のほうのを望まれるのか、その辺を検証してみたいというような説明であったと思います。したがって、まだこれは経過中でありまして、その辺の取りまとめのほうを十分議会としても精査した上での提言というか、意見としたほうがよいではないかなと思いますが、どうでしょう。

○山本委員長 昨日、総務教育常任委員会の中でも、現在、31年度に向けての調査、分析を行っておるということでございました。この件については29年度の決算審査の予算の意見ということよりも、政策的に現在今進行中でございますので、この意見を取り上げるかどうかということをもっと最初に、皆様の意見、考えをお聞きしてから文言についての検討を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういたしますと、この件について意見として取り上げるかどうかということで、賛成の方の挙手を求めます。（「上げる」と呼ぶ者あり）これを上げたほうがいいという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 2名でございますので、この件については意見としては取り上げないというところでお願いをいたします。

そうしますと、4番でございます。福祉保健課、民生一般管理事務でございます。障がい者グループホーム設置に係る改修事業、平成29年4月に設計監理業務を発注したが、5月に運営予定のNPO法人から運営困難の申し出により、改修工事は中止となった。十分に打ち合わせを行った上で設計監理業務の発注に取りかかれば、落札額129万6,000円のうち、設計費102万円の予算が無駄にならなかった。今後同様な事業を行う場合、公募等で運営者を決定した上で設計監理業務の発注を行うなどの改善策を検討されたいといたしました。

これにつきまして皆様の御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません。実態として、なかなかこういう事業に対して公募で運営者が手を挙げてくれる方がいないというのが実態ではないかとは、自分思うわけですし、ただ、このたびも事業者のほうからの提案があって町がそれに賛同して事業を行ったということですけど、やはりやる上においては、その事業計画、資金計画等しっかり町のほうが精査するということが大事だと思います。でも、この問題については大変大きな問題だと思いますので、ぜひ載せることには賛同ですけど、やはり公募ということでなしに、事業計画、資金計画などを十分精査した上で事業を決定していただきたいというような文言に変えていただきたいと思えますが、どうでしょう。

○山本委員長 という意見でございましたが、そのほかございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 基本的にいいわけですけど、先ほどの発言の中で、事業者に町が乗ったということなんですけども、基本的には町として介護福祉計画及び障がい者福祉計画の中で、グループホームの設置はもう具体的計画として記述をされておいて、町としても事業者を探しておったというか選定をしておった段階で、町内のNPO法人が、いわゆる意欲があったということでそういうふうになったわけで、事が進んだわけでありまして、結果としてこういうことに、経営困難というか、経営上の課題で運営ができなくなったということで、ここに指摘してあるとおりでありますし、先ほどの意見にありました資金、経営状況、事業計画等しっかりと審査を行った上で事業者の決定をすべきだったという

ふうに思っております。

○山本委員長　という意見でございます。そういたしますと、下から2行目の部分ですね、今後同様などというところを変えて、事業計画、資金計画を精査した上で事業者の決定を行うべきであるという形でよろしいでしょうか。

一言といいますか、考えておりましたのは、問題になったのは決して悪いことではないんですが、水面下といいますか、事前に打ち合わせをしたということが不明確であったと、要するにもう既に事業者を決定した上で、決定して、その後に事業計画をしっかりと町と組まれておればこういうことにはならなかったのではないかと、要するに事業者を決定する段階で1年かかるし、それからまた事業するまで1年かかるというので、多分、水面下といいますか、事前に十分協議をされて、同時に29年になればすぐ取りかかれるようにされたいことは決して悪いことではないとは思いますが、事前の打ち合わせの中で明確に事業者を決定しておられませんでしたので発注してしまった、発注した後から……。

○恵比奈委員　事業者決まっとる。

○山本委員長　決定してましたかね。

○坪倉委員　はい、やるっていうことだった。

○山本委員長　いや、それは私の勘違いならそうです。私は明確に決定しなかったというふうに思っていましたので。

村上委員。

○村上委員　基本的には、計画は事業者も決定をされて、そこへ行かれる人数もしっかりと確保ができておったというぐあいに思ってます。その後において、別の事業者が、逆に言えば人のとり合いになったという経緯の中で、運営の状況的にそこへ入所される方が少なくなられたので事業困難に陥られたという経緯ですので、書き方とすれば基本的にはこの書き方でいいんじゃないかなと思うし、結果的には、さっき言われるように事業資金であったりどうのこうのという話ではなくて、人がとりあえず入られる状況がなくなったという、結果的にはその事業者が1年しかされなかったのもので、そのまま継続しておれば、おおくさ荘の設計でそこを改修してそのままできたというぐあいには思ってますので、こういう書き方でいいんじゃないのかなというぐあいに思います。

○山本委員長　わかりました。そうしますと、この下段のところ、提出させていただいて……。

○村上委員　訂正が。

○岩崎議会事務局長 資金提供、事業計画も要らんということ。

○山本委員長 要らないっていいことですか。

○村上委員 このままでいいじゃないの。

○岩崎議会事務局長 そうですね、ここでいいという話です。

○山本委員長 すいません、なかなか、ちょっと頭が混乱しておりまして、村上委員、この文章のままでいいということだったのでしょうか。

○村上委員 基本的にはこのまんまでいいと思うけど、結果的には、前段の中で公募した段階の、公募というよりも事業者が1社しかなかったの、そこと協議を福祉保健課が進めていく段階の中では、経営的にもその人がおられたら当然やれるという状況であったというぐあいに思ってますので、たまたま次の事業者の方が、そこから人の引き抜きがあって経営がやれなくなったという状況ですので、状況的にはこの書き方で私はいいと思いますけど。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 自分たちはそういった説明を聞いた覚えがない、要するに、入所者の方が減った、なくなったというような説明聞いたこともなかったもので、やはり町とこのNPO法人との間の話し合いが十分詰めていなかったのが大きな要因ではなかったと、自分はそういう感じで認識しておりました。そういった意味においては、やはりその事業の計画、それから実効性についてちょっと疑問があったのではないかと思ったので、この下の2行というのを訂正したほうがよいではないかという考えで発言させていただきました。

○山本委員長 いいですか。

村上正広委員。

○村上委員 私は直接どうのこうのじゃないというぐあいに、現場的に見て、道の駅ができた関係の中で、事業者に行かれる予定のメンバーの方がそちら側に移行されたという経緯があって、そのために運営ができなくなったというぐあいに思っていますので、この書き方でいいんじゃないかなというぐあいに思ってます。

○山本委員長 ということですが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 でも、公募等で事業者を決定した上でっていうところについては、今回の件でも既に事業者を決定して協議を、福祉保健課は協議をされて事が進んでおりますので、この下の2行については書き方を変える必要があるのかなと思います。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この事業をされる上において、たんぼの家を改築するのが場所的に適当であるかないかというのを、この議会のほうからも同僚議員が投げかけて、やはりちょっと中心地、皆さんが寄りやすいところ、広く入居者が利便性を求めるには中心地に近いところがいいではないかというような提案があったと思うわけです。それでも、やはりたんぼの家がよいという事業者の申し入れだったというぐあいに認識しておりますので、やはりそこはちょっと若干変えたほうがよいではないかと思えますけど。

○山本委員長 という意見ですが。ちょっと理解が若干違うところもありますが、意見とすれば、運営をされる方との十分な協議を行ってほしいということで取りまとめをさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。（「賛成」と呼ぶ者あり）ちょっと文章考えますので、2行目、最後、後ろのほうは少し変えさせていただきたいと思えます。資金計画云々というところは事前に協議をされておったのではないかという意見もございましたので、これについてはもうちょっと考えさせていただきたいということで理解をさせていただきたいと思えます。

これは意見として取り上げるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、農林課、農業後継者育成対策事業でございます。これについては2つ意見を寄せていただきました。1つ目が、エナジーにちなんの農業研修事業を方向転換し研修内容を充実するとされていたが、十分な成果につながっていない。また、エナジーにちなんに委託されている農林業後継者確保育成事業の委託料がエナジーにちなんで支出された経費を上回っているということと、もう1点、本年3月に農業研修生の交通事故があり、死亡事故が発生した。一般財団法人エナジーにちなんの研修生の労務管理や就業規則が遵守されていないことが要因であった。再発防止のために指導を徹底されたいという意見が2つ寄せていただきました。

これについて皆様の意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 下段の2番目の項目については、研修生、制度が始まって大きな事故が発生したということで、私はエナジーにちなんの労務管理、就業規則等々がきちっと研修生に対して徹底されていなかったということが原因だったというふうに思っています。今後、農業、林業それぞれ研修制度が続けられるわけですが、前年度の1つの問題として、

このことはきちっと取り上げるべきだというふうに思います。とりわけ新しく林業アカデミーも始まるわけだけでも、非常に危険な仕事でもあるし、農業、林業いずれも体が勝負でやっついていかれるわけだけでも、最低限出退勤など、有給休暇も含めてきっちりしなければいけないということで上げさせていただきました。以上です。

○山本委員長　という意見でございました。

そのほか、ございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員　これの下段のほうですけど、大変大きな事故、事件、事案であって、当然ここに載せてほしいとは思いますが、ただ、一般財団法人エナジーが現在はもう組織としてないわけでありまして、下段のほうに、要因であったの後に、産業振興センターに移管しても再発防止のために指導を徹底されたいというように、やはり産業振興センターという新しい組織に移っておりますので、今現在もう既に、に移管してもというような文言を一言入れたほうがよいのではないかと思います。

○山本委員長　との意見でございましたが。

○久代委員　事故があって死人が出た。今の産業振興センターに。

○山本委員長　名称をとということですか、はい。これは2つ項目を上げるということでしょうか。まとめるということではなくて別々の……。

○久代委員　項目のまたちょっと趣旨が違う。

○山本委員長　内容が違いますが。

○恵比奈委員　2つ上げましょう。

○山本委員長　2つとも。

○恵比奈委員　次はこのまま。

○山本委員長　いや、別々に上げるということ。意見としては何か入れにゃいけんでね。

○岩崎議会事務局長　その続きを入れるんですね。

○山本委員長　はい。上の段の意見でございますが、また、エナジーにちなんに委託されている農業後継者確保育成事業の委託料がエナジーにちなんに支出された経費を上回っているの次に意見を載せなければならないと思いますので、どのような意見といたしまししょうか、説明を聞いたわけですが。

久代安敏委員。

○久代委員　農林課の室長から具体的な決算金額の修正はまだ、修正はエナジーにちなん

は改めて提出されるわけですね、どうされるんですかね。

○山本委員長 エナジーから提出されないと議会は何とも言えませんよね。

○久代委員 うん。ですから、きょうの説明を受けて、エナジーをきちっと指導するような文言を挿入されたらどうかなどはと思いますが、最終的に私自身は決算資料に対してきちっとしたものを再提出されればいいじゃないかなとは思いますが、その正確性ということの文言を挿入されれば、とりあえずいいじゃないかなとは思っています。

○山本委員長 久代委員、文言を入れればです。具体的にはどういうことでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 きょう説明があったわけですが、29年度分について過剰な委託料の支払いがあったということは認められたわけでありますが、そのことについて、例えば消費税のこととか県からの補助金等の関連もあったようでありますが、そのことも含めて精算をして30年度に、今年度に精算をするということでもありますので、上回っているところの次に、30年度に精算するとのことであるが、会計事務についても指導を徹底されたいということで指摘をすればどうでしょうか。

○山本委員長 会計事務についても、適正な指導でしたっけ、適正な指導……（「指導を徹底されたい」と呼ぶ者あり）指導を徹底されたい。後ろに指導してくださいよという趣旨の言葉を入れるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということで、上段も下段も原文のまま、上段はちょっとつきますけれども、下段の分についても、このまま、先ほど意見がありました産業振興センターに移管してもということを入れるということによろしいですか。

もう一度読みましょうか。一般財団法人エナジーにちなんの研修生の労務管理や就業規則が遵守されていないことが要因であった。産業振興センターに移管しても、再発防止のために指導を徹底されたいという意見でございました。それによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、下の段もそうします。

では、その下ですが、小規模零細地域対策事業、地域改善対策特別措置法は2002年に失効したが、そのまま事業が継続している。農事組合法人日南ブロイラー生産組合に速やかに移行すべきであり、その際、菅が谷ブロイラー生産団地基金1,169万5,000円も有効活用すべきであるという意見でございます。

これについて皆様の御意見をいただきたいと思えます。

久代安敏委員。

○久代委員 かつて、この議会の決算審査の中でも、10年ぐらい前だったと思いますが、意見を出したことがあります。既に2002年にこの地域改善対策法が完全に失効して、一部の自治体で特別対策のようなことをやっておられるところもありますが、当初の法の目的から外れているこの事業は、きちっと当組合に、生産組合に速やかに移管するというこを、執行部も一部まだはっきりしていないような説明をこの間受けていますが、きちっとした方針を出して早く移行してほしいという意見です。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 ちょうど、いつのあれだったかわかりません。多分、青葉課長の時代じゃなかったかなというぐあいには思ってますけども、2年後に、たしかこの部分については移管をするという話があったというぐあいには思ってますので、基本的には私は今回、これを上げる必要性はないんじゃないかなというぐあいには思ってますけども、文章どうのこうのでなしに、移管が決まっておるといふぐあいには思ってますので、これは書かなくてもいいんじゃないかというの思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 それこそ、この間説明があつて、移管が決まっているということは、その議会として、じゃあ合意は得られているというふうに、今たまたま議長が発言されましたけども、それは移管するという年限も、その基金の用途についても決まっておるといふふうを考えておられますでしょうか。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 2人で討論せえということのようでございますのでさせていただきますけども、私の認識からすれば、青葉課長の事案で2年後ということですので、多分31年度には移管ができるというぐあいには思っております。この認識が私だけなのか、皆さん方が共通した認識なのかという辺については委員長のほうでとっていただければいいというぐあいには思います。

○山本委員長 共通認識だと思っておりますが、違うよという議員の方いらっしゃったら発言をいただきたいと思いますが。ただ、その基金の使い道については具体的な話はないと、ただもう返しますよという話はされたというふうには思いますが。

村上正広委員。

○村上委員 そのときの発言であったというぐあいには思ってますけども、基金をつけてもいいので……（「これはありましたね」と呼ぶ者あり）これは全部管が谷ブローラー団

地はそのまま移管をするべきという意見があったというぐあいに認識はしています。

○山本委員長 議会としても再三返すべきだという意見を過去何度も、この決算審査の意見の中で上げられておりますので……（「それはわかっています」と呼ぶ者あり）ただ、その確認を要するかもわかりませんので、また担当課に聞きたいとは思いますが。

久代安敏委員。

○久代委員 確かに、前課長のときに、2年後ということ具体的に年数を、平成31年度かどうかわかりませんが、やっぱり明確に言質をとつとかなないといけないかなというふうに、そういうことを説明を受けた我々も、きちっとした整理をこの際しておきたいということを委員長にお願いをしておきたいと思います。

○山本委員長 はい、確認をしたいと思います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分も、これ何年というのはいちおう覚えてはおりませんが、何年後に移管する、それには基金もつけて返すと、移管をするという説明を聞いたこと覚えております。その言質というの、その議事録でも見たらわかると思いますけど、その内容を見て、その経過を見てこの意見書として上げるべきであって、今、きょうこのたびの決算審査のあれでは、このたびは必要ないと自分も考えます。

○山本委員長 では、この件については確認をいたしますが、意見としては上げないということよろしいですか。

そうしますと、その下段でございます。鳥獣被害対策事業でございます。鳥獣対策は、専任職員のみならず町民全体の課題である。新規に資格取得する者への助成制度を明確にして、町民に周知するべきであると意見をいただきました。

これについて委員の皆様のお意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 丁寧に、それにこしたことはないんですが、決算審査の特別委員会でありまので、これまでもたくさんの方が受講されておるといようなことですので、別の、例えば町報とか、そういうものに掲載してもらえば決算審査の意見書にまで載せて申し入れる必要まではないのかなという気がいたしております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 まさに決算審査の中で、私も農林課に質問しましたが、いや、実は更新についてはきちっとした方針をまだ執行部も決めていないわけですね。ですから、適宜

町報に広報するというふうな話ではないと。きちっとした助成制度を確立してほしいという
ことを、今回の決算でも新しく職員が、農林課の職員は全額補助で講習を受けているわ
けですから、それについて広く町民全体の制度として明確にしてほしいという趣旨で私は
取り上げました。以上です。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 花火に関してちょっとわかりにくい点があったんですが、大体には、ほかの、
例えばわなにしても、それから猟銃にしても町報であったり、それからちゃんねる日南で
あったり、かなりわかりやすく広報しているというふうに私は思いますので、これは今
回は削除でもよろしいじゃないかなと思います。

○山本委員長 上げなくてもという意見がございます。

まず、上げるべきという皆さんの、上げるかどうかという意見を決めてから、文字の、
文言の検討を行いたいと思いますので、これについて意見として上げるべきという方の挙
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 1名でございますので、これについては意見として取り上げないというこ
とにいたします。

3 ページ目になります。山村振興一般対策事務でございます。指定管理者の事業報告書
未提出についてということで、3件いただいております。まず、1つ目が、アイビレッジ
株式会社は平成29年度の事業報告書が提出されていない、日南町公の施設における指定
管理者の指定手続に関する条例の第11条、事業報告書の作成及び提出では、毎年度終了
後30日以内に事業報告書を作成し提出しなければならないとなっている。町から再三の
連絡にも応えていない。第10条の指定の取り消しを検討すべきであるという意見が一つ。
それから、フラワーセンターの指定管理をアイビレッジ株式会社に委託しているが、期日
までに決算書が提出されていない。指定管理制度のあり方が根本的に問われる問題である
ということが一つ。もう一つは、決算審査までに提出されていない契約先が2件あった。
期限内に提出を求め、適切に管理されているか確認を怠らないことという意見が3つござ
います。

これについて皆様の意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。（「なし」と
呼ぶ者あり）いや、3つ同じような言葉があるので、一つにまとめればと思いますが。

久代安敏委員。

○久代委員 一番下段の案件は、2者、2者というか2法人ですよ、なっていますが、基本的には指定管理を受けている者は、ここにあるように期限内に決算書を報告することが求められて契約に書いてあるわけですから、この文章を、1、2、3項目を、要旨をまとめて文章にされたらいいじゃないかなというふうには思いますが、あえて、指定管理の手続条例までの明文化はなくても、常識の範囲であるかなとは思いますが、条文まで書かれなくても。

○山本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 一つ、この条文に、ここへ書いてありますけど、この30日以内に事業報告を作成し提出しなければならないというのに該当したのは2者あったわけですよ。アイビレッジだけではないわけなんですよ。したがって、その一番上の条文の中でアイビレッジだけに限定されるのは、やはりちょっと若干違和感を感じますし、そうした場合に、やはり一番問題になるのが、この一番下のほうの文言に肉づけをされて文章にされるほうが適正だと思いますが、どうでしょう。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 この上のところですね。ちょっと条文書いたというのは、やはりきっちりとした条例に基づいてということはありますので、このやりとりのときの中で事業年度がまだだというような、時期がずれていると、例えば6月か7月かというような印象を持ったわけです。そうして調べますと、実際は3月31が事業年度であって、一昨年は4月20日に出されているんですよ、このアイビレッジさんは。に対して今現在、もう9月になっても出てこない。だから、それを問題視してるわけですよ。そのために、やっぱり明確に町執行部については条例に基づいてきっちりやるべきであって、だから、最終、電話だけでされてると。私言ったのは、文書でも残してきちっとやっとかないと、いつも出てこないよと。

それから、もう一つは、去年から、29年度、5カ年契約を新規にされとるわけですよ、1年目なんですよ。だから余計に危惧をしておりましたんで、条例に基づいて執行すべきでないかということで、あえて条例を載せました。そういうことでございます。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私も一つにまとめたがよいと思います。3つ目の決算審査までに提出されていない契約先が2件あった。これを持ち上げて、中でもアイビレッジ株式会社は、本日いうか、いまだに提出されていないというふうにつなげてしまって、以下は、今、大西委員が言

われたように条例に基づく処理をせいという趣旨ですので、そのまま生かせばいいんではないかと。2件あったと、中でもアイビレッジはいまだに出ない。だから取り消しも検討すべきであるという流れで、私はいいいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 取り消しの部分まで入れますか。（「ええ」と呼ぶ者あり）取り消しの部分も入れますか。（発言する者あり）取り消しということを入れるとかなりきつい文章になるとは思いますが。

○村上委員 条例によると取り消しを検討すべきだという形に。

○山本委員長 この点いかがでしょうか。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 気持ちは皆さんと同じですけれども、特にアイビレッジのことをという気持ちは一緒ですが、ただこの決算審査において意見として出すには、今後のことに生かせるように書かないといけないと思いますので、その部分はそっと、少し目にして、やっぱり3段目の一番下の行ですね。期限内に提出を求め、適切に管理されているか確認を怠らないこと、これは全ての指定管理の施設においてこれからこういう姿勢で臨んでいただきたいということを、ぜひとも重きを置いて入れていただきたいと思います。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、恵比奈委員の言われたこともよくわかるんですが、これまではこういうことがなかったわけで、今回起こったからなわけで、具体的なところを指摘しないと、いわゆる提出を求める場合も、もう常にここについては注意をしておくべきだという状態ではないと指摘にならないと私は思いますので、ある程度厳しく記載したほうがいいと思っております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私も古都議員が今発言されたように、そもそも条例違反のことを行っている状態については、指定管理の会社も含めてやっぱり厳しくしていくことが大事だというふうに私は思います。まだ指定管理、今言われたように、昨年指定管理して5年間ですかね、ですから、今後のためにもきっちり出すべき書類は出せということを指摘して、その解消のことにも触れていったほうがいいというふうに思います。

○山本委員長 との意見でございますが、なかなか難しいところではございますが。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 言われることはわかりますけど、議会として意見を言うのは、指定の取り

消しをなさいということが一番言いたいのか、今後、適切に管理されとるか確認を怠らんようになさいよっていうことを言いたいのか、どちらかだというふうに思うんですよ。やっぱり私は、後から言った適切に管理されているか確認を怠らないように行政はしなければいけないよということをより言いたいというふうに思いますが。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、執行部から再三電話をしているという、そこがひっかかったわけです。それで、一昨年の決算書見ました。勘定科目見ました。5項目しかないんですよ。収支の関係ももう1ページ、A4、1ページしかないわけです。その中で給料、電気代、それとあとITの事業で80万、本当5項目ぐらいの内容で、じゃあ、今期そんなにたくさんされるかどうかわからない。だから、毎月決算いうか毎月月次でやっとれば、給料も発生しとるんで当たり前のことなんで、それを町執行部は何回も電話連絡して、それで、この企業自身はITの専門家なんですよ。だから、そういうとこが出さないということは、もう半年近くたっておるということで問題視しとるので、あくまでここはもう文書に残してでも、出さない場合は取り消しを検討しますぐらい文書を出してやるべきだと思います。と思って厳しくしとかないと、あのときはこれでよかったとなってしまうと、ずるずるずるいくのが過去の事例でございますんで、ここは厳しくすべきで、あくまで検討すべきということを書いております。

○山本委員長 最後にね。

古都勝人委員。

○古都委員 ボタンを押した後に同じ意見が出たんですが、やはり今大西委員が言われたように、執行部のほうは再三にわたってその連絡をしとるって。先ほどありましたが、管理されているか確認を怠らないこと、これは怠ってないんですよ。出てこんから再三やとるわけで、この段階は30日が10日過ぎたとかいうあたりの話で、既に、いまだ出す気がないということであれば、検討すべきだと。ですから、取り消しをせいではない、検討もするべきだということですから、バランス的にこれでいいと思っております。

○山本委員長 さて、そのほかの委員の皆様、御意見はいかがでしょう。（「いいがん、これが出したら」と呼ぶ者あり）いや、これが出すと言われましても、まとめる必要がありますので……（「委員長にお任せします」「委員長一任で、委員長、副委員長やれ」と呼ぶ者あり）一任でいいですか。（発言する者あり）そうしますと、一つにまとめるような文章を少し考えてみたいと思います。

時間もちょうど12時近くなりました。ここで、午前の会議は終了いたしたいと思います。午後1時からということで再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

資料の提出がございますので、岩崎局長のほうから説明をしていただきます。

○岩崎議会事務局長 そうしますと、総務課への要求の資料でございます。本棚のほうの決算審査の各課の提出資料で、総務課のホルダーの中に、簡水、集排会計の繰り越し基準というデータを入れております。これが一般会計から簡易水道特別会計、農業集落特別会計の繰り出しの基準が記載された資料となります。

それから、紙での資料でございますけれども、先ほどの菅が谷ブローラーの生産団地の関係でございます。その覚書の資料を紙ベースでお手元に配付のほうをさせていただいております。

それから、まだ未提出でございますけれども、総務課の木下家との契約関係の資料でございますけれども、そちらについては、まだこの後提出があるということで現在はまだ出ておりません。以上です。

○山本委員長 そういたしますと、休憩前に続きまして、意見の取りまとめを行いたいと思います。

(5)としております町有林事業でございます。これまで高性能機械を積極的に導入し、作業の効率化、作業経費の削減に努めてきたが、平成29年度町有林管理請負実績によると、間伐事業においては請負額が販売額を上回り、補助金で辛うじて収支が黒字となっている。皆伐事業においては、地ごしらえ、植えつけまでを実施すればほぼ販売額に達してしまう。町有林において、収益性の原則、収益性の追求や保続性の原則、恒久的に毎年連続して収入を得ることのできる法正林経営を求めることは重要であるが、実際の収支は厳しいのが現状である。分収造林の必要性や、例えば町有林管理の外部委託など、町有林全体の経営計画を再検討されたいという意見にいたしました。

これについて、皆様の意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それはないと思いますけど、よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 一番最初の書き出しのところの高性能機械を導入し、作業の効率化等、作業経費の軽減に努めてきたってところのつながりが、これ町有林に直接じゃなくて林業事

業者に対する支援ということでもありますので、ここは町有林のところでは必要ないと思います。

○山本委員長 この部分は削除してもいいということですね、という意見ですが。

一言言わせていただければ、町有林管理するためにも当然ございますし、民間にも積極的に高性能機械を導入したということもございます。けさの農林課の聞き取りの中でもありましたけれども、久代委員言われたように、経費の削減のためにもこういうものを積極的に取り入れておりますので、町有林の入札の経費につきましても削減されておると思います。そういう意味で、高性能機械の導入という一文を入れたいなというふうに思ったのですが。

惠比奈礼子委員。

○惠比奈委員 わからない者が聞きます。すいません。さっき委員長言われた、高性能林業機械を導入した結果、入札の作業経費について削減されているというふうにおっしゃいましたが、本当に削減されているのでしょうか。どれぐらい削減されているのでしょうか。伺いたいのですが。

○山本委員長 いるというのは、ちょっと言い方が間違っておりまして、削減されていなければならないということです。実際に幾らということには、けさの聞き取りの中でも伺えばよかったです。平成23年より前ぐらいですかね、以前の町有林の経費と現在の町有林、例えば皆伐をするときの経費の差とか、そういうのを聞けば、より具体的な数字とか入れられたかもわかりませんが、そのことを聞きませんでしたので。

惠比奈礼子委員。

○惠比奈委員 高い機械を導入いたしますと、その機械の減価償却費も経費の中に見なければなりませんので、補助金でリースした機械とはいえ、使用者の負担はあるわけで、この機械は町有林のために入れた機械ですから町有林するときだけ使ってくださいというのであれば経費の削減にもなるでしょうが、業者に入札で発注してする単価の中に本当にどれぐらい削減になっているのかということ調べてみる必要もあるのではないかなと思います。

○山本委員長 必要はあると思います。

村上正広委員。

○村上委員 今、先ほど委員長が言われるように、高性能機械の導入をするときに、丸太組合あたりからお願いの文書が回ったときに、当然そのことについては、議会も今以上の

経費を、単価を下げる努力をしてもらわにゃいけんという言い方をした経緯もあるし、それによって機械の導入の補助事業のかさ上げをしたという経緯もあるので、状況的からすれば、たまたま今回、町有林にひっかけてはありますけれども、町有林がこういう現状があるとすれば、民有林についてもそんなに経費は多分下がってないんじゃないかなという思いの中でこの文章が多分書かれておるといふぐあいに思いますので、実際問題として、今回、町有林の皆伐含めて計算をしたときに、非常に経費の削減につながっていないというのが多分言いたい部分だろうといふぐあいに思いますので、これでもいいじゃないかなといふぐあいに思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 午前中の聞き取りの中で、私も具体的な立米単価、特に皆伐ですよね、について質問したわけですが、入札の仕方も私は検討して、より皆伐の場合は単価を下げられるというふうには、具体的にいろんな業者の皆さんにも聞いてみましたが、やっぱり皆伐ならば平均、間伐で8,000円ならもうせめてそれから2,000円は立米単価として施業賃でやれると、特に高性能林業機械を導入されている業者はやれるというふうには言っておられる業者もあります。現に、民有林についても大体主伐なら立米6,000円以上なら入札が成立しないというふうな状況であると思いますので、この文章にあるように、やっぱり高性能林業機械、最初は3分の1自己負担で導入された機械が、かなり年数はたちますけれども、ほとんど減価償却といってもそれほどの金額でもないし、そういう機械も今もって使われている業者もありますし、それはこの搬出単価に反映されるべきだということで、全体として私はこの文章でいいじゃないかなといふふうには思ってます。

○山本委員長 そのほか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この文章見ますと、作業経費の削減に努めてきたがとなっておりまして、作業経費の削減が、はっきり言って進んでいるというような自分は感じて読み取るわけではなく、実際問題に省力化や効率化のほうは多分恐らく進んでるとは思いますが、それに比べて経費の削減は進んでいないと、自分は今までの説明、皆さん方の質問等からひもとくとそういうぐあいに感じてとれました。残念ながら、ただその作業経費が、要するに、の削減に進んでいないという、寄与してないということがうたっていないので、ぜひその点を何らかの形で入れてほしいと思いますけど。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 具体的に、今、近藤議員がおっしゃったように、削減に努めるべきだということ明記したほうがいいと私も思います。でないと、なかなかいろんな理由で、いや、いろいろあるんだということで下げられないという言いわけにもなりかねないので、現実にはそういう文言を使って、町有林が率先して単価を下げるべきであるというふうな文言にしたほうがいいかなとは思いますが、私も。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 これの読み取り方のいろいろ見解の違いだろうというぐあいに思ってますけども、状況的には、経費の削減に努めてきたけども、町有林を切って実績を見ればこれできていないという言い方だというぐあいに、これ読み取れば、私はこの文章でいいじゃないかなというぐあいに思いますが。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 高性能機械の導入によって経費がどれだけ削減できたかっていう検証はこれまできていませんし、実際に非常に厳しい、難しいことだろうとは思いますが、でも、高性能機械入れたときと入れなかった場合、高性能機械でなければ、人的労力でチェーンソーを持って木を切ったり枝払いをしたり造材をしたりということを、その人件費、それから人手の確保、労働力の確保などの面から総合的に見ると、高性能機械を入れたメリットは、林業事業者のみならず日南町の山林に大きなメリットはあったと思っております。その辺のことを考えますと、町有林のところで1行目あたりについては特に必要ないではないかなと、ただ、特に町有林の経費の積算の見直しとか含めて、経費の削減に努めるようにということは必要だろうと思えます。

○山本委員長 という意見でございましたが。

古都勝人委員。

○古都委員 この町有林事業についての解釈は、先ほど村上委員が言われたことでいいとは思いますが。町有林で町が直接やるでなくて、町有林の場合は民間に入札出すわけでして、そこが当初の導入の目的である、いわゆる山元へ金がかかるようなために、高性能機械を入れればできるという林業界の判断で補助事業なり補助なりがなされたわけでありまして、現にそれが29年度で町有林で実施されてもこの程度だというふうに読めば、そういう機会を導入しただけでも、もうちょっとほかの部分でも頑張らないと、いわゆる間伐、それから皆伐に出しても、町でやってみたらこういう状況だという説明になりますので、これで僕はいいいんじゃないかなと。ですから、本当に言うと、そういった導入の実績が町

有林で見てもこうだということになるので、このまんまでいいじゃないかなと思いますが、ほかの委員さんどうでしょうか。

○山本委員長 という意見でございますが、いかがいたしましょうか。（発言する者あり）

では、まず最初に、この意見を上げるかどうかということで、取り上げなくてもよいという委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 ということは取り上げるということで、取り上げたいと思いますが、その文言についての今議論になっております。若干の手直しはあるかも知れませんが、この文章について、おおむねこの文章でよいということによろしいでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 町有林管理の外部委託っていうところがあります。前の議論で農林課に町有林専門の職員の配置も必要ではないかという発言もあったわけですが、その辺との整理をしないと、外部委託の委託の程度、範囲ということもあろうかと思えますけれども、この外部委託っていうの、管理だけなのか、経営も含めた、いわゆる森林組合がやっとなる森林経営管理委託契約という形で、例えば森林組合などに経営管理を委託するのかっていうところもあると思えますけれども、そこの辺の整理をお願いしたいと思います。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 今、坪倉委員が言われたように、外部委託の問題は、この文言はどうなのかなというの、私もちょっとよく読めば、分収造林のことについては今からいろいろ検討も契約のあり方等も、どう更新していくのかということも検討する必要があるかもしれませんが、その町有林管理の外部委託ということについては、今現在触れる必要はないじゃないかなというふうに思いますが、管理、そのままを外部委託ということは。執行部も具体的にももちろん提案もしていないし、現段階では必要ないというふうに思います。

○山本委員長 聞き取りの中でさまざまな意見がございました。町民憩いの山とすべきであるとか、そういう中で、いろんなことを総合した中で、町有林全体の経営計画ということの文章にしたわけですが、なかなかまとめにくいところもありましたので、こういう文章になりました。必要ないということでしたら削除をすればよいと思います。要は町有林を今後どのようにしていくか、全部、また皆伐、新植していくのか、適地適木をやりながら、また町民の憩いの山をつくっていくかとか、さまざまなことが考えられると思います

ので、そういう全体的な計画を示していただきたいという意味合いでございます。ですから、ちょっと文章を変えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 分収造林の必要性などで、後を飛ばして、最後4文字町有林全体の経営計画を再検討されたいでないんじゃないかと思いますが。

○山本委員長 すっきりしたと思いますが。この必要性やの後を削って、などまで行って、など、町有林全体の経営計画を再検討されたいということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。

続きまして、教育課でございます。

学校給食運営事務でございます。文部省の平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況によると、一部無償化や完全無償化の自治体が広がっている。日南町の小・中学校でも義務教育課程での子育て支援策として検討をすべきであるという意見でございます。いかがでしょうか。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 無料にされる自治体が多くても、日南町では私は無償化にすべきではないというふうに思っています。ほかの子育て支援策も充実しています。保育料も無償化になっています。医療費も無償化の幅が広がってきました。そういう中において、給食費だけはもらってもいいんじゃないかなというふうにも思いますが。

○山本委員長 そうしますと、まず、この意見を取り上げるかどうかということをお聞きした後に文言の検討に移りたいと思いますが、その前に御意見ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 今、同僚議員から、学校給食費は無償化あるいは一部無償化にする必要はないと、ほかの子育て支援があるから十分だという趣旨の意見がありましたけども、例えば米とか牛乳とか、学校給食に出される食材について、一部でも負担を進めていければいいかなというふうに私は考えてますし、確かに給食のセンターの人件費等については予算化されてますけども、具体的な、先般、審査の中でお聞きしたところ、全国的にも200日で計算すると小学校が5万3,400円、中学生が6万3,400円、年間です。大体平均200日の学校経営が行われていて、それに給食費として保護者が支払っている金額は、全国平均ですけどもそういう数字です。ですから、せめて一部でも助成をするような制度を検討してはどうかということを私は思います。

○山本委員長 という意見でございました。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 子育て支援で、どの場面で支援をしていくかっていうとこなんですけども、私も恵比奈議員が言われるように、給食費は家にいても食べるものでありますし、食べるのが食事でありますし、その材料費のみの負担ですので保護者の方にお問い合わせをしたらと思っておりますが、これ、給食費よりも前に実現をお願いをしたいのが、通学定期の無償化をお願いをしたいと思っております。

○山本委員長 前回の意見でも入れておいた、予算でしたかね、入れましたけれども。

そうしますと、この意見を取り上げるべきと思われる委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 1名でございますので、これについては取り上げないということにさせていただきます。

そうしますと、特別会計でございます。簡易水道事業特別会計と、農業集落排水事業特別会計、後ろに事業とありますが、この事業は必要ありません、特別会計のところでは切っただきたいと思っております。両会計とも公債費償還のため一般会計から繰出金が支出されているが、経年に伴う施設修繕費及び管理経費が増加傾向にあり、今後は使用料の見直しが必要となっている。使用料を現状のままとするためには今まで以上の一般会計からの繰り出しが必要となり、未利用者との公平性が損なわれる懸念がある。経営努力と効率化に努めた上で、適正な使用料について検討されたいといたしました。これについていかがでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 午前中の聞き取りの中で簡易水道や排水の関係の一般会計からの繰り出しの説明がありました。未利用者との公平性というのは、こういう表現の仕方は私は不適當だと思います。現に確かに阿毘縁や大宮、山上の一部ですかね、上水道についてはないところがありますが、町の行政全般として進めている施策に一部のところが利用していないところがあっても、それは公平性ということではないというふうに私は考えますので、特に下水道関係についてはほとんど供用率も高くなっているし、そういう表現の仕方は正しくないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 そのほか意見ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 今、同僚委員からの発言に伴ってですが、将来、けさほど私も聞いたんですが、施設が古くなって改修等お金がかかるものを一般会計からの繰り出しで補っていくということであれば、逆説的に私は質問したんですが、いわゆる先ほどありました大宮、阿毘縁、それから町内いっぱいあるようですけども、そういったところの浄化槽等の更新もあわせて見ていくのかという質問をして、そしたら、時期が来ればということですが、やはり公共ますを使ったものについては相当時間がたっておりますので、もう今から準備が必要だと思っております。水道については先に多里のほうでも導水管あたりの入れかえもあったりしておりますんで、福栄の石綿管の話もありました。そこだけに投入していくと、やはり町全体でのバランスはおかしくなると。だから、そういうことが起こらないように配慮した準備をしてほしいという趣旨だと思うんで、私はこれでいいんじゃないかなと思っております。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 古都委員と同じような意見になりますけれども、集落排水事業については全町が同じ制度で、分担金、負担金についても一律な扱いになっておりますけれども、簡易水道については、久代議員は町が進める行政で公平性に欠けるという表現がおかしいと言われましたけれども、町内でサービスが提供されている地域と提供されていない地域、これ、差別という言葉が適切ではないかもしれませんが、区別されとるわけですから。そうしますと、例えば私たちのような地域におると簡易水道を利用したくてもできる状況にないっていうことは違ってくると思っておりますので、そこの辺の解釈についてはそういうことで御理解をいただきたいと思っておりますが、あと経営努力、効率化の辺が、本当にこの現状で経営努力がどこまでできるのか、皆さんに水を使ってくださいという言い方ができるのか、あるいは経費がこれ以上に削減できるのか、非常に難しい問題だろうと思っております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私は現時点でここまでのことを、確かに来年例えば消費税が10%になるというふうなことから料金の問題も議論される機会もありましたけれども、一番気になるのは未利用者との公平性という表現です。いろんな助成制度がありますよね、公共事業があります。でも、例えば今の話でいくと、新しくできる日南町体育館を私は全然利用せんのかとか、国保の被保険者でもないのに何で一般会計から繰り出すのかとか、そういう議論になるわけです。かつて増原町長も一部そのようなことを発言されたこともあるけども、やっぱり政策的にきちっとやらなければならない、住民の福祉の向上という自治法の理念

を遂行するための上水道、下水道とか国保とか介護保険とか、そりゃ対象でない人はいっぱいいますよ。だけでもそれを町として進める。今、区別されているという発言もあったけども、やはりそれぞれの地域で住民合意で、じゃあ上水道を引こうとか、阿毘縁、大宮にでも引こうとか、そういう合意があれば町も政策的に進めていかれるというふうに私は思っていますので、そのあたりのことについてはよく皆さんで、住民代表として私たちも議会に出ているわけですから、議論すべきであるというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 体育館を使うか使わんかというような問題と比較してもらっても困るんで、いわゆる町全体に上水道を引いた場合の経費、それから維持費、将来的なことを考えたときに、いわゆる家の離れたところは井戸を掘ってくださいと、これだけ補助しますということでそういう流れになったわけで、地元が要望せんからしないというような話ではない。今もいろいろな、何ミリのパイプ入れるかとか、どういう機械でやるかわかりませんが、井戸掘ってもメーター2万円って言われております。166メートル掘りますと300万からになりますね。実際、私の近所でも3軒ほど掘ったんですが、全部100メートルを越えとるという状況なんです。本当に水道があつて蛇口をひねれば好きなだけ水が出るという状況ではないので、差別、区別とかいう表現はともかく、現実的にそういう方針を町がしいて、きょうまで水道行政もやってきたわけですから、それで片方だけに充当するのが続くようであれば、確かにじゃあこちらの制度も見直してやって、なら30万の補助は60万にしてやろうかというような形でバランスをとる必要があるんだろうと思っております。ですから、そういう意味でのことでありまして、今、議員の言われるような体育館を使うとか使わんとか、そういう選択での話ではないと。前提が選択はなかったんだという御理解をいただければと思います。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 重複しますんで、そこは古都委員が言われたとおりです。未利用者という表現でなくて、サービスが提供されてない地域というような表現になればいいのかなと思っておりますが、ただ、この項目に対する私の問題は、町長の施政方針と現場の担当課とで思いが違ふところだろうと思っております。今後の経営が厳しくなるので適切な使用料の見直しが必要だということと、4年間、4年間というか、来年には引き下げをしたいっていう町長の思いとのところを議会としてどう調整、整理をするのかということだと思っております。

○山本委員長 担当課と町長との話はちょっとひとつおいといて、議会としての考えを議

論していきたいとは思いますが。

そのほかの委員の皆様のご意見はございませんでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 未利用者という表現を削除すると言われましたけども、例えば井戸水の補助がありますよね。そのことを今、古都議員もおっしゃったわけけども、それを補助額の単価を上げるとか、そういうことの提言のほうが今の時点ではより住民にもわかりやすいんじゃないかなというふうに思いますけども。現に公共上水道が利用されていない地帯に対しての井戸水の掘削の助成の補助率を上げるといふことの提案のほうがよりわかりやすいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 私も久代議員の意見とほぼ似たような感じですが、ここで問題なのは、使っていない、サービスを受けられない地域との公平性をいかにして図っていくかということで、これは悪いほうに合わせる、悪いほうに合わせる言ったらおかしいですけども、住民がたくさん負担するほうに合わせるのがいいのか、それとも住民の負担を少なくするほうに合わせるのがいいかということになると思います。ここにあるのは、例えば井戸水を使っているところは掘削費用にたくさんかかって後々の管理費も要するのに、そのお金が高いから、上水道を使っている人も水道料金上げてたくさん負担してもいいんじゃないかというふうにとれるんですね。そうじゃなくって、やっぱりそうじゃなくって、少しでも住民の負担が減るような方向で公平性を図るといふことが大事だといふふうに思うんです。ですから、この文章の中の未利用者との公平性が損なわれる懸念があるという部分と、それから簡易水道、それから集落排水の会計にたくさん一般会計から繰り出しをして経営を保っていくのがどうかといふことは、私は分けて考えるべきだといふふうに思います。どうでしょうか。

○山本委員長 という意見でございましたが、そのほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○久代委員 これを取り上げるか、取り上げんかを決めたら。

○山本委員長 そうですね。まず、これについて……。

古都勝人委員。

○古都委員 いろんないい意見を聞かせてもらってるところですが、言っても、これ特別会計なんです。ですから、水道にしてもこのグループこのグループというふうになっとるわけですし、大体そこで一定の基準で完結していってもらおうというのが特別会計なわけ

でして、補助金が多い少ないということの前に、今後のことを考えたら修繕等が要るからできるだけ節約して、あるいは上手に利用して、無駄なく、いわゆる言い方を変えれば最小限の繰出金でという意味のことが書いてあるわけですし、こっちを持ち上げればいいとかこっちを下げればいいとかいう論議ではないんですが、そういうことができない、文化的な生活をするためには、やはり例えば水洗便所にしようと思ったら水量がないとできないとか、そういうことで実際の差があるわけですね。ですから、そこら辺ははっきりうたっておいても私は支障がないんじゃないかなと思うわけで、従前、井戸水も掘っておりましてけどもだんだんに水量が減ってくる、そういう中では、そういう改善をしようと思えばその地域の方はもう1本掘らなければいけないということになる。それが実態でありますので、あっちがいい、こっちがいいではないですけども、そちらの補助金も出さなくてもいいように、バランスのとれた一般会計からの支出を考慮してほしいというのが指摘事項だと思っております。

○山本委員長 いろいろ意見をいただきました。

まず、これについて、意見として取り上げるべきと思われる委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 2名。

じゃ、取り上げないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、続きまして、日南病院事業会計でございます。日南病院の患者数は過去10年間で大きく減少し、経営収支も2年連続の赤字となっている。住民の医療、福祉、介護の拠点であることから、余剰金や基金の取り崩しもやむを得ない面があるが、例えば高度な医療のための医療機器、MRIを導入するなどして、まずは外来患者をふやす努力が必要ではないかという意見でございます。

これについていかがでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 私が、具体的な病院の特に外来、まず外来患者があつて入院患者につながるという流れがあるわけですけども、今の日南病院は、CTはあるわけですけどもMRIがないということで、近隣の例えば日野病院なんかはMRIも新しいのにまた更新されて、非常に患者が実際には日南町から日野病院に流れているというふうな状況があります。今は基金が29年度に8億、剰余金から基金に繰り入れた経過もあるし、今、本当に日南病院が経営改善をしていくために、とりあえずそういう機器を導入するなどして外来患者をふ

やすことをしないと、ダウンサイジングの話ばかりになっていくのではないかというふう
に考えて、何とか病院の外来患者をふやす方向で努力ひとつして、そういう機器を設備投
入したらという提案ですけども。

○山本委員長 惠比奈礼子委員。

○惠比奈委員 MRI が導入されれば外来の患者数がふえるかということについては疑問
があります。日南町、人口が急激に減少しておりますし、高齢化が進んでおります。MR
I で診断してもらう必要のある病気……（「脳、頭」と呼ぶ者あり）脳ですね。私はMR
I を導入したからといって外来患者数がふえるとは思いませんので、それよりもっとす
べきこともあるというふうに思いますし、それから、やはり今言われた、規模を縮小して
いくことだけの話になってしまうと言われますけれども、これも規模を縮小していくのも
これからの経営戦略だというふうに思いますし、本当に日南病院のあり方を考えるに当た
って、MRI は必要ないというふうに思います。

○山本委員長 そのほか意見ございますか。

そうしますと、これを取り上げるかどうかということで、取り上げるべきという委員の
皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 1名でございますので、これは取り上げないということにいたします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 日南病院について、取り上げなくてもいいと思いますけども、去年の9月議
会、そしてことしの3月議会と続けて日南病院の経営に意見を出してきております。その
中に2回とも医療の信頼性という言葉が使われております。この辺のところを今後、この
委員会というわけにいかんのかもしれませんが、注視をしていかなければならないと。病
院から先日資料も出していただきましたけども、インシデント、アクシデント、その辺の
ところもありますので、注視をしていきたいと思っております。

○山本委員長 資料をいただいております、インシデント、アクシデントの資料をいただ
いておりますので、インシデントはかなり件数があったように思います。アクシデントは
4件程度でしたかね、少なかったとは思いますが、この委員会ではなくて、またの機会を
通じまして日南病院について調査をしていただければと思います。

寄せていただいた意見は以上でございます。

全体を通しまして何か御意見ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、今までいただいた意見をもとに文章をつくり直したいと思いますので、暫時休憩をいたします。

そうしますと、再開を3時からいたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

これまでにいただいた意見をもとに再度、審査意見を書き直してまいりました。1件ずつまた朗読をさせていただいて確認をとりたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず1番目、全般的事項、1、主要施策の成果及び財産に関する調書について。これについてはそのままでございますので、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、下の総務課のところでございますが、これも変わりがないですので、朗読をいたしません。

3番目の、企画課の観光振興対策事業でございます。朗読をいたします。当初36万7,800円と説明されていた維持管理経費は108万1,502円が計上された。今後さらに増加が予想される。このたびの寄附に一時使用などの条件がついているが、寄附採納の前に説明をされるべきであった。現在はオークションなどに使用されているが、観光協会や地元と協議され、具体的な活用方針を決定され、観光資源の有効活用と交流人口の増加に努められたい。最後抜けております、努められたいでよろしいでしょうかね、ということでございますが……（発言する者あり）増加につなげられたい、最後抜けております。

ということで、意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

確認をいたしたところ、利用については条件がついておったということでございますので、このような書き方をさせていただいたところであります。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、4番目、福祉保健課でございます。障がい者グループホーム設置に係る改修事業。平成29年4月に設計監理業務を発注したが、5月に運営予定のNPO法人から運営困難の申し出により改修工事は中止となった。十分に打ち合わせを行った上で設計監理業務の発注に取りかかれば、落札額129万6,000円のうち、設計費102万円を執行の予算が無駄にならなかった。事業者の事業計画を精査した上で事業を進められたい。事業事業となっておりますが、1つ削っていただきたいと思います。事業を進められたいとしておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、農林課、農業後継者育成対策事業でございます。ここは2点の指摘がございます。まず1点目は、エナジーにちなんの農林業研修事業を方向転換し研修内容を充実するとされていたが、十分な成果につながっていない。また、エナジーにちなんに委託されている農林業後継者確保育成事業の委託料が、エナジーにちなんで支出された経費を上回っている。30年度に精算されるとのことであるが、経理について適正に指導された。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

下段です。もう一つの意見ですが、本年3月に農業研修生の重大な交通事故が発生した。一般財団法人エナジーにちなんの研修生の労務管理や就業規則が遵守されていないことも要因の一つと考えられる。再発防止のため指導を徹底されたいといたしました。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山村振興一般対策事務、指定管理者の事業報告書未提出についてでございます。指定管理業者2社から条例に定められている事業報告書の提出が期限までにされておらず、特にアイビレッジ株式会社についてはいまだに提出されていない。条例に則した運用と指導監督を行うこと。期限内に提出を求め、適切に管理されているか確認を行わないこと。下段は削除ですね。一番最後はちょっと削除漏れでございますので、指導監督を行うことというところで終わりでございます。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

町有林事業でございます。高性能機械を積極的に導入し、作業の効率化と経費の削減に努めてきたが、平成29年度、町有林管理請負実績によると、間伐事業においては請負額が販売額を上回り、補助金で辛うじて収支が黒字となっている。皆伐事業においては、地ごしらせ、植えつけまでを実施すればほぼ販売額に達してしまう。町有林において、収益性の原則、収益性の追求や保続性の原則、恒久的に毎年連続して収入を得ることのできる法正林経営を求めることは重要であるが、実際の収支は厳しいのが現実である。分収造林のあり方など、長期的な町有林全体の経営計画を再検討されたいといたしました。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その後でございますが、特に委員長としてお願いをいたしたいところございまして、賛成が少なかったのですが、特別会計に意見を特に付したいと思っておりますので、委員の皆様のご理解をいただきたいと思っております。朗読をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計について、両会計とも公債費償還な

ど一定のルールに基づいて一般会計から繰り出しをしているが、今後とも施設の老朽化に伴う施設改良費や管理経費の増加など、収支が厳しくなることが予想される。一般会計からの繰り入れをしながら、特別会計の趣旨を踏まえて適正な使用料について検討されたいとの意見を上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 公会計制度に伴う固定資産とか今後の修繕計画ですよ、ここに触れられております特別会計の。施設の老朽化に伴う建設改良費や管理経費の増加など収支が厳しくなることが予想されると言われますけども、将来的な水道関係の見通しについて、上下水道に、その試算を出されていますか。要するに、厳しくなることが予想されるという試算。

○山本委員長 これは聞き取りの中での、この財産に関する調書の中に担当課が明確に書いてございます。この意見を課題として取り上げてありますので、その内容について記載をさせていただいたところでございますが、具体的数値につきましては担当課等の聞き取りをしなければならないと思いますが、その点について聞き取りの中では質問がございませんでした。

○久代委員 特別会計の趣旨はわかりますけども、最後の文言ですね、適正な使用料について検討されたっていうことは、値下げも含めて検討されるんですか、例えば。

○山本委員長 それについての、要するに適正なということです。

○久代委員 そういう議論はまだされてませんから。

○山本委員長 久代議員に申し上げますが、この財産に関する調書の中で、担当課は使用についての見直しが必要であるというふうに意見を、課題として取り上げてございます。その中で、聞き取りを行った中で特にそれについての質問はございませんでしたが、課題として担当課はそういうふうに認識をしとると思いますので。ただ、具体的に幾ら値上げになるかとか、そういうことについては聞き取りをしておりません。ただ、将来的にこういう見通しはもう想像できますので、こういう書き方をさせていただいたところでございます。

久代安敏委員。

○久代委員 私は、あえてこの項目を追加されたのも委員長の意見が反映されたとは思いますが、まんだ流動的な要素もあるので、今、決算時点で意見として上げる必要はないじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。例えば現行の水道料金が安いからもうちょっと上げるべきだという、例えばですよ、そういう議論ならともかく、前年度

の決算を踏まえてそういう意見を上げる必要が本当に今あるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 特別会計にされておると、そもそもですね、おるという趣旨についての御理解をいただきたいと思います。ここの中、特別会はその中で舞うというのが最低の原則ではありますが、なかなかそれが舞えないということで、ルールをつくって一般会計からの支出をしとるところでございます。それを、そういう会計の趣旨を踏まえた上での適正な使用料についての検討という、曖昧なといえば曖昧なことではありますが、将来に負担を先送りとならないような施策についての検討をしていただきたいと思っております。

久代安敏委員。

○久代委員 一般会計からの繰り出しは、総務課長が述べておられるように、総務省の繰り出しの一定の基準に従ってしているという答弁でしたよね。ですから、それを総務省が指針を出している、基準に準拠して繰り出している金額は、一自治体がとりあえずそれに準拠して出していることに対して、いろいろもっと少なくせえとか多くせえとかいうことになれば、基本的には今の水道料が安過ぎるという話に独立採算の論で言えばつながってくると思うんですけども、どうでしょうか。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 独立採算を原則としている公営企業会計でありますけども、日南町のような実情、実態にあっては、全てがそういう理念では通せるものではないということは久代議員も御存じのことだろうと思います。そういう意味で、総務省の指導によって一定の基準の繰り出しは当然のことですけれども、さらに日南、本町においては昨年も基金の繰り入れなども行ったわけでありまして、そういったことで会計全体の安定と住民負担の軽減に努めてきておるのは現状であります。しかし、今後、給水人口、集落排水の利用者の減少等も見込まれる中、調書にも書いてありましたけど、今後の経営は厳しくなることが予想される中であって、当然のように一定の基準の繰り出し以上に一般財源からの繰り入れも考えながらも適正な料金の見直しについて検討いただきたいということだろうと思います。適正な料金の見直しについて検討というのは、この文脈からいうと、値下げの方向ではないということだろうと思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。

恵比奈礼子委員。

○恵比奈委員 わかりますけれども、このことを今決算の審査に当たって意見としてつける文面でしょうかね。私はあえて、皆さんが載せなくてもいいという決定でもありましたし、載せなくてもいいというふうに思いますが。

○山本委員長 お願いという形になったわけですが、特別会計の中の基金についても、基金残高を見ていただければと思いますが、年々、基金残高は推移しておりますが、一般会計からの繰入金で基金の残というふうになっておるといのが現実でございます。簡易水道会計、農業集落排水の特別会計におきましてもそれぞれ、簡易水道事業におきましては26年度は6,700万、27年度が3,700万、29年度が5,500万円を一般会計から繰り入れて基金の残としておるといような現状でございますし、農業集落排水におきましても27年度に3,700万、29年度に5,500万の繰り入れを行ったところでございます。要するに、ほとんどが一般財源からの繰入金をもって基金を積んでおるとい現実がございます。いつの時点で指摘をするかということで、今でなくてもいいのではないかという意見も確かにあるとは思いますが、どこかの段階でこういうことについては指摘をしたいなという気持ちがございましたので、あえて今回上げさせていただいたところでございますので、御理解をいただければと思います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません、大変これ重たいことであって、将来に向けての負担が増してくることは、はっきり言って現状から見ても十分推測できることでありますし、実態も、そういう今、委員長がおっしゃられたような状態で推移しております。そういう観点から見てもタブー視せずにやはりこういうことはあえて載せて、今後、十分注視しながら、執行する側も、こうやって議会のほうも注視しながらこれを運営していかないと本当えらいことになるというように自分も認識しておりますので、これは自分は、はっきり言って載せてもらったほうがよいと自分も考えます。

○山本委員長 ということでございます。（発言する者あり）はい、わかりました。ちょっと待ってください。（発言する者あり）はい。まず最初に、文言の前に、この意見を取り上げるかどうかということで決定をしてから議論をいたしたいと思えます。

これについて上げてよいという委員の皆様の手を挙げてお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 挙手多数でございますので、意見として取り上げさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

文言につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 あえて取り上げる方が賛成多数だったわけだけでも、一般会計からのいわゆる基金に繰り入れた金額は、なるほど去年は集落も簡易水道もかなり、5,400万と4,700万ですかね、年度中途の増減。（発言する者あり）1億6,700万と1億9,900万ですよ、年度末の残高が。それは例えば特別交付税とか地方交付税で、いつも会計が締まる前にそういう基金に積まれるわけだけでも、できれば水道料金を据え置きたいとか、下水料金を据え置きたいとかという政策的な意図もあるわけで、基金からの繰り入れ一般を表記すること自体がどうなのかなという気持ちを私はしていますが、どうでしょうか。

○山本委員長 そもそも話といたしまして、基金というものは一般会計の中でしてしまいますと、どのお金がどうなったかというのがわかりにくいので、そこで特別会計を設け、その中でまた基金を設けておるというふうに理解をしております。ですから、その金額をこの水道料金とか下水道料金とか、こういう会計の中でどのように使われておるかということを確認するためのものが特別会計でございます。その中で、基金を持たないと年度年度不足したときにはいけませんので、ある程度一般会計から基金に積んでおいて、そこで弾力的に運用しておるとというのが今の現状ではないかなというふうに理解をしております。（「ですよ」と呼ぶ者あり）はい。ですよって言われても。

よろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、急いでこの意見を打ったところでございまして、文字の訂正とか若干の記述の間違いとかがございましたら私のほうで訂正をさせていただきますので、御一任をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、続きまして、今度はこの委員会に付託されました議案についての討論、採決を行いたいと思っております。

そういたしますと、議案第71号、平成29年度日南町一般会計決算認定についてを議題といたします。

これについて討論を許します。

久代安敏委員。

○久代委員 私は29年度決算について、不認定の立場での討論を行いますが、反対討論理由が多岐にわたっています。今あった審査意見の中もほとんどが一般会計の項目であり

ますし、その他決算審査の審査の過程の中で感じたこと、本当に住民の全体の利益につながるのかという点も含めて討論をしたいと思います。よって、最終日、本会議の日にきちっと反対討論を申し上げたいというふうに思います。以上です。

○山本委員長 続きますして、本案に対する賛成者からの発言を許します。

なければ討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この件について、賛成の委員の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数です。よって、本案は、認定されました。

続きますして、議案第72号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

議案第72号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、認定をされました。

議案第73号、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。御異議なしと認めます。よって、本案は、認定をされました。

議案第74号、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

議案第75号、平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

久代安敏委員。

○久代委員 介護保険特別会計です。特に私は、総合支援事業の中に要支援1、2の人が

総合支援になり、それから特養入所条件が要介護3になったという大きな介護保険制度のそもそもの改悪の中で日南町が取り組まれていた事業で、特にB型の事業が民間の方に委託する事業の件数が非常に少なかったという経過から見て、本当に介護保険を行って、事業者として事業を行っている日南福祉会の訪問ヘルプサービスですよ、それが実際には非常にほとんどの数字に上がっていました。国の制度の根本的な問題点も指摘しつつ、介護保険事業が十分に実際には機能されていないのではないかとという危惧を感じてます。よって、保険あって介護なしの状況になりはしないかということを含めて、反対の討論としたいと思います。以上です。

○山本委員長 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

ないようでしたら、これより採決を行います。

議案第75号、平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 9名でございます。起立多数であります。よって、本案は、認定されました。

議案第76号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

久代安敏委員。

○久代委員 この介護サービス事業で、介護保険の中でほとんどの業務を日南福祉会と日南病院が受けて事業を行っているわけですが、2年連続、日南福祉会が赤字であったということで、諸収入として利用料は2年連続全額2,700万が、約2,700万だったと思いますけども、減免されています。それについて負担を後年度に求めるという計画そのものを抜本見直しをする必要があるじゃないかということで、これまでずっと意見を申し上げておりますが、それがなされていないということで反対の討論といたします。以上です。

○山本委員長 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、これより採決を行います。

議案第76号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は、認定されました。

続きまして、議案第77号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

久代安敏委員。

○久代委員 後期高齢者医療保険制度は広域連合の保険制度として行われて、広域議会で予算、決算、執行されるわけですが、そもそも年齢によって医療保険を区別するという制度そのものに反対であります。よって、私は、この制度を廃止して新たな制度にすべきだという立場で反対の討論といたします。

○山本委員長 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、これより採決を行います。

議案第77号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は、認定されました。

議案第78号、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

議案第79号、平成29年度日南町病院事業会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

以上で各議案の決算認定について、全ての審査を終了いたしました。

結果として、議案第71号は賛成多数で、議案第72号は全員一致をもって、議案第73号、74号も全員一致をもって決定されました。それから、議案第75号、76号、7

7号は賛成多数をもって、議案第78号、79号は全員一致をもって採決をさせていただきました。ということで報告をさせていただきます。

以上をもちまして平成29年度各会計の決算認定議案に関する審査を終了したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本決算審査特別委員会は本日をもって終了し、閉会といたします。長時間、御協力いただきましてまことにありがとうございました。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長